

特許制度小委員会報告書案「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方—中間とりまとめ—（案）」

に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

1. AI技術の保護の在り方

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
1	本中間とりまとめは、「AIのコア技術に関する発明」について、そのp6において「AIのコア技術については、現時点では、現行の特許制度による保護以上の見直しを直ちに検討する必要性は低いのではないかと考えられる。」と議論の方向性について述べており、この方向性に賛成致します。	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
2	「AI技術の応用に関する発明」について、そのp6において「引き続き、審査事例の考え方について丁寧な周知を図っていくとともに、出願人が適切なクレームを記載できるようにするため、必要に応じ、新たな事例の追加等を検討していくことが適当である。」とし、また、そのp7において「中小・スタートアップが、適切なクレームを記載することが可能となるよう、弁理士等の協力を得つつ、いかにすれば権利行使しやすいクレームを作成できるかという視点で、審査基準・審査ハンドブックとは別途の事例集の作成・公表を検討することが適当である。」と議論の方向性について述べており、この方向性に賛成致します。	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
3	本報告書案に示されている「AIのコア技術については、現時点では、現行の特許制度による保護以上の見直しを直ちに検討する必要性は低い」という考え方に、賛同します。本報告書案に記載のとおり、審査事例のさらなる周知や新たな事例の追加等の検討によるべきと考えます。	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
4	A I 技術の保護のうちAI のコア技術の保護については、中間まとめにおける「現時点では、現行の特許制度による保護以上の見直しを直ちに検討する必要性は低いのではないかと考えられる。」との意見に賛成するものであり、A I のコア技術の保護について特段の制度見直しは必要ないと考えます。 同様に、A I 技術の応用発明について、中間まとめにおいて「特許庁が公表しているAI関連技術に関する審査事例において、既存のAI 技術を用いて作成した学習済みAI を利用して推定を行うAI関連発明について、推定の「入力」と「出力」の間に相関関係等の一定の関係が存在することが、発明の詳細な説明の記載又は技術常識に基づき推認できる場合には、当該発明は記載要件を満たすとされている。」と記載され、加えて「「入力」と「出力」の相関関係が新規なもので、それによって顕著な効果がもたらされる場合や入力データに特徴的な前処理を施す場合などには、学習済みAI が汎用の機械学習アルゴリズムに基づくものであったとしても、権利化が可能となる。」と記載されている通り、現状は、審査事例に習って作成された明細書に基づく特許出願が国内において審査されている状況にあり、当面、A I 関連発明の審査状況を見守るべきであり、現段階では特段の制度見直しは必要ないと考えます。	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。

5	<p>「AIのコア技術に関する発明について」、「現時点では、現行の特許制度による保護以上の見直しを直ちに検討する必要性は低いのではないかと考えられる。」との提言に賛成するとともに、「AI技術の応用に関する発明について」、「引き続き、審査事例の考え方について丁寧な周知を図っていくとともに、出願人が適切なクレームを記載できるようにするため、必要に応じ、新たな事例の追加等を検討していくことが適当である。」との提言に賛成する。</p> <p>また、「中小・スタートアップが、適切なクレームを記載することが可能となるよう、弁理士等の協力を得つつ、いかにすれば権利行使しやすいクレームを作成できるかという視点で、審査基準・審査ハンドブックとは別途の事例集の作成・公表を検討することが適当である。」との提言にも基本的に賛成する。また、同事例集の検討・作成を通じて、AI技術の権利化・権利行使上の課題をより具体的に把握することも望まれる。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
6	<p>本中間とりまとめは、「AIのコア技術に関する発明」について、そのp6において「AIのコア技術については、現時点では、現行の特許制度による保護以上の見直しを直ちに検討する必要性は低いのではないかと考えられる。」と議論の方向性について述べており、この方向性に賛成致します。</p> <p>また、「AI技術の応用に関する発明」について、そのp6において「引き続き、審査事例の考え方について丁寧な周知を図っていくとともに、出願人が適切なクレームを記載できるようにするため、必要に応じ、新たな事例の追加等を検討していくことが適当である。」とし、また、そのp7において「中小・スタートアップが、適切なクレームを記載することが可能となるよう、弁理士等の協力を得つつ、いかにすれば権利行使しやすいクレームを作成できるかという視点で、審査基準・審査ハンドブックとは別途の事例集の作成・公表を検討することが適当である。」と議論の方向性について述べており、この方向性に賛成致します。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。

## 2. DX時代におけるデジタル化・ネットワーク化への対応

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
7	<p>本中間とりまとめは、①複数の実施主体が関与する場合について、そのp9において「複数実施主体の課題に対して、直ちに制度の見直しを検討するのではなく、具体的なケースに応じた裁判所の判断を見守ることが適当である。他方、クレームの記載方法についての高いスキルを必ずしも有していない中小・スタートアップが、適切なクレームを記載することが可能となるよう、弁理士会等の協力を得つつ、いかにすれば権利行使しやすいクレームを作成できるかという視点で、審査基準・審査ハンドブックとは別途の審査基準・審査ハンドブックとは別途の事例集の作成・公表を検討することが適当である。」と議論の方向性について述べており、この方向性に賛成致します。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
8	<p>サーバーの一部が海外に置かれているような場合について、そのp10において「複数実施主体の課題に対して、直ちに制度の見直しを検討するのではなく、具体的なケースに応じて裁判所が適切な判断を下すことを期待しつつ事態の推移を見守ることが適当である。」と議論の方向性について述べており、この方向性に賛成致します。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
9	<p>複数実施主体の課題への対応、サーバーの一部が海外に置かれている場合への対応につき、「直ちに制度見直しの検討をするのではなく、(当面、)具体的なケースに応じた裁判所の判断を見守ることが適当である」とする、本報告書案の結論に賛同します。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
10	<p>複数のサーバー運営主体や膨大な数のユーザーが関与するビジネスについて、中間まとめにおいては「クレームの書き方の工夫によって、権利行使面の課題の多くは解決できるのではないかという意見が多く聞かれた。」ことなどから、「複数実施主体の課題に対して、直ちに制度の見直しを検討するのではなく、具体的なケースに応じた裁判所の判断を見守ることが適当である。」との意見が記載され、サーバーの一部が海外に置かれている場合についても「サブコンピネーション発明としてサーバーの処理を省略した端末のクレームを作成するなど、クレームの書き方の工夫によって、権利行使面の課題の多くは対応できるという意見が聞かれた。」ことから、「複数実施主体の課題に対して、直ちに制度の見直しを検討するのではなく、具体的なケースに応じて裁判所が適切な判断を下すことを期待しつつ事態の推移を見守ることが適当である。」との意見が記載されております。これらの意見については、議論の方向性としては賛成できるものの、発明技術にかかるネットワークシステムの出願段階において、複数の実施主体が将来的にどのように役割分担して実施するかを想定し、さらにクレームの書き方を工夫して、それらを網羅して出願を行うことには限界があると思われます。クレームの書き方で権利行使の有無が大きく左右される特許制度にならないことが重要であり、今後は、これまで以上に、裁判所において「道具理論」などを用いた実施行為の柔軟な解釈や、柔軟なクレーム解釈による実施主体の認定をいただくことが必要であると考えます。この点については、裁判所の適切な判断を期待し、裁判例を見守りたいと考えます。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>

11	<p>「①複数の実施主体が関与する場合」に、「複数実施主体の課題に対して、直ちに制度の見直しを検討するのではなく、具体的なケースに応じた裁判所の判断を見守ることが適当である。」との提言に基本的に賛成するとともに、「クレームの記載方法についての高いスキルを必ずしも有していない中小・スタートアップが、適切なクレームを記載することが可能となるよう、弁理士等の協力を得つつ、いかにすれば権利行使しやすいクレームを作成できるかという視点で、審査基準・審査ハンドブックとは別途の事例集の作成・公表を検討することが適当である。」との提言にも基本的に賛成する。また、事例に基づく適切なクレーム作成の検討を通じて併せて他の権利化・権利行使上の課題をより具体的に把握することも望まれる。また、「②サーバーの一部が海外に置かれているような場合」に、「直ちに制度の見直しを検討するのではなく、具体的なケースに応じて裁判所が適切な判断を下すことを期待しつつ事態の推移を見守ることが適当である。」との提言に賛成する。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
12	<p>9頁で、裁判所の判断の蓄積が少ないことが述べられており、実務は不明確な状態であり、改正の必要性が高い。判断の蓄積がないので、どのように改正するかが難しいのはたしかだが、裁判例は今後も蓄積する保証がなく、立法において検討すべき事項である。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
13	<p>本中間とりまとめは、①複数の実施主体が関与する場合について、そのp9において「複数実施主体の課題に対して、直ちに制度の見直しを検討するのではなく、具体的なケースに応じた裁判所の判断を見守ることが適当である。</p> <p>他方、クレームの記載方法についての高いスキルを必ずしも有していない中小・スタートアップが、適切なクレームを記載することが可能となるよう、弁理士会等の協力を得つつ、いかにすれば権利行使しやすいクレームを作成できるかという視点で、審査基準・審査ハンドブックとは別途の事例集の作成・公表を検討することが適当である。」と議論の方向性について述べており、この方向性に賛成致します。</p> <p>また、②サーバーの一部が海外に置かれているような場合について、そのp10において「複数実施主体の課題に対して、直ちに制度の見直しを検討するのではなく、具体的なケースに応じて裁判所が適切な判断を下すことを期待しつつ事態の推移を見守ることが適当である。」と議論の方向性について述べており、この方向性に賛成致します。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。

### 3. プラットフォーム化するビジネスへの対応

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
14	<p>本中間とりまとめは、そのp11において「プラットフォーム型ビジネスについては、アプリ等を通じてAI処理されたデータをユーザーに提供する部分に限定してクレームを記載することなどによって、模倣ビジネスを差し止めやすくするような工夫は可能であると考えられる一方で、その場合の損害額がどこまで認められるのか、すなわち、オプションの有料サービスへの課金や広告収入等による収益部分も含め、損害額と認められるかどうかについては、不明確なままである。他方、実際の収益をあげるオプションの有料サービスや広告収入部分も含めて広くクレームに記載すると、逆に、模倣ビジネスの侵害が認定しにくくなるという問題が生じることとなる。」と述べており、この点の課題を取り上げて下さったことに感謝申し上げます。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
15	<p>「この場合、現行制度の下で考えれば、民法の不法行為の原則に基づき、特許権の侵害行為との相当因果関係がどこまで認められるかという問題に帰着すると考えられる。」と述べられております。この点についても、同じ認識でおります。上記については「まずは業界の実態をさらに調査し、今後どのような特許侵害のケースが想定されるか、どのような対応が必要か等について議論を深めていくことが適当である。」とし、また、「近年、ビジネスの中心が「モノ」から「コト」へとシフトしている中、プラットフォーム型ビジネスのようにユーザーにサービスを提供する行為は、物の譲渡を伴うものではなく、同項(102条1項)の規定ではカバーできない可能性がある。したがって、様々なビジネスモデルに応じて柔軟に逸失利益の額の算定が可能となるよう、課題の洗い出しを含め、引き続き、検討することが適当である。」と議論の方向性を提示されております。この方向性について賛同致します。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
16	<p>本報告書案に示されているとおり、記載の課題は具体的なケースにおける相当因果関係の範囲の問題に帰着するものであることから、今後の検討においては、産業界の実態をさらに調査した上で、どのような対応が必要かという点の議論から始めて議論を深めることに、賛同します。</p> <p>また、特許法102条1項において、物の譲渡を伴わない場合に適用可能性のある規定の在り方については、本報告書案に示されているとおり、課題の洗い出しから始め引き続き検討することに、賛同します。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
17	<p>プラットフォーム型ビジネスについては、中間まとめに「特許法第102条1項の逸失利益の算定方法は、侵害の行為を組成した物を譲渡した場合を想定し、その譲渡した物の数量に基づいて損害額を算定することとしているが、近年、ビジネスの中心が「モノ」から「コト」へとシフトしている中、プラットフォーム型ビジネスのようにユーザーにサービスを提供する行為は、物の譲渡を伴うものではなく、同項の規定ではカバーできない可能性がある。したがって、様々なビジネスモデルに応じて柔軟に逸失利益の額の算定が可能となるよう、課題の洗い出しを含め、引き続き、検討することが適当である。」と記載されている議論の方向性に賛成いたします。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>

18	<p>裁判所において、実際のビジネスの本質を見て、損害額を認定する等の判断が行われている現状もあることに鑑みれば、「まずは業界の実態をさらに調査し、今後どのような特許侵害のケースが想定されるか、どのような対応が必要か等について議論を深めていくことが適当である。」との提言に賛成する。</p> <p>「特許法第102条1項の逸失利益の算定方法は、侵害の行為を組成した物を譲渡した場合を想定し、その譲渡した物の数量に基づいて損害額を算定することとしているが、近年、ビジネスの中心が『モノ』から『コト』へとシフトしている中、プラットフォーム型ビジネスのようにユーザーにサービスを提供する行為は、物の譲渡を伴うものではなく、同項の規定ではカバーできない可能性がある。したがって、様々なビジネスモデルに応じて柔軟に逸失利益の額の算定が可能となるよう、課題の洗い出しを含め、引き続き、検討することが適当である。」との提言にも基本的に賛成する。なお、意匠法及び商標法においても併せて議論を深めていくことが適当である。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。併せて、御指摘の内容は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
19	<p>本中間とりまとめは、そのp11において「プラットフォーム型ビジネスについては、アプリ等を通じてAI処理されたデータをユーザーに提供する部分に限定してクレームを記載することなどによって、模倣ビジネスを差し止めやすくするような工夫は可能であると考えられる一方で、その場合の損害額がどこまで認められるのか、すなわち、オプションの有料サービスへの課金や広告収入等による収益部分も含め、損害額と認められるかどうかについては、不明確なままである。他方、実際の収益をあげるオプションの有料サービスや広告収入部分も含めて多くの事項をクレームに記載すると、逆に、模倣ビジネスの侵害が認定しにくくなるという問題が生じることとなる。」と述べております。この点は、同じ課題認識を持っております。</p> <p>また、「この場合、現行制度の下で考えれば、民法の不法行為の原則に基づき、特許権の侵害行為との相当因果関係がどこまで認められるかという問題に帰着すると考えられる。」と述べられております。この点も、同じ認識であります。</p> <p>上記については「まずは業界の実態をさらに調査し、今後どのような特許侵害のケースが想定されるか、どのような対応が必要か等について議論を深めていくことが適当である。」とし、また、「近年、ビジネスの中心が「モノ」から「コト」へとシフトしている中、プラットフォーム型ビジネスのようにユーザーにサービスを提供する行為は、物の譲渡を伴うものではなく、同項(102条1項)の規定ではカバーできない可能性がある。したがって、様々なビジネスモデルに応じて柔軟に逸失利益の額の算定が可能となるよう、課題の洗い出しを含め、引き続き、検討することが適当である。」と議論の方向性を提示しております。この方向性について賛同致します。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
20	<p>デジタル技術等を活用した予防・早期診断・先制医療など幅広い健康医療ソリューションの創出を実現するために、製薬産業は、国民をはじめ大学や研究機関、関係省庁及び異業種との協創を加速している。このような予防・先制医療ソリューションを提供するために製薬企業がサービス提供者としてプラットフォーム型ビジネスの一翼を担う場合もあれば、既存のプラットフォームに製薬企業が参画する場合もある。このように、いわゆるプラットフォーム型ビジネスにおいて、製薬企業がAI技術について特許を取得する場合、プラットフォームに参画して当該特許発明を利用する場合の双方の立場が想定され得る。</p> <p>従って、プラットフォーム型ビジネスにおいて、かかる特許権の侵害に対する適切な損害額を認定できるように、特許侵害の想定される仮想事例の検討、物の譲渡を前提とする特許法第102条1項の逸失利益の算定方法についてサービスを提供する行為に適用するための課題の洗い出しを含めた検討を行うことには賛成である。</p> <p>しかしながら、かかる特許権の実施と実際の収益との因果関係が不明確であり、かつ、多数の利害関係者がプラットフォームに参画していると想定されるため、特許権者に過度な権利保護を与えるのではなく、プラットフォームへの実質の貢献度を評価しつつ、データの利活用の促進を促し、予防・早期診断・先制医療など幅広い健康医療ソリューションの創出を活性化する視点で、制度設計を検討して頂きたい。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

4. 特許権の実効的な保護のための関連データの取扱い

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
21	<p>本中間とりまとめは、そのp16において「今後、AI関連発明における関連データや3Dプリンタ用データの重要性の高まりを踏まえ、引き続き具体的なニーズの把握に努めつつ、こうしたデータの提供等の行為を間接侵害として保護していくことや現行法の解釈の限界について、さらに議論を深めていくことが適当である。」と議論の方向性が示されておりますが、「具体的なニーズの把握」は極めて重要だと考えますので、慎重なご検討をお願い致します。特に、AI関連データ（学習用データや学習済みパラメータ）の保護については、AI関連データの流通が阻害され、かかるデータの利活用に対するマイナスの影響が大きいことから強く懸念致します。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
22	<p>データ流通を支障なく実現していくためには、営業秘密や限定提供データとしての保護がなされている現状に照らし、特許法でデータを現状以上に保護することには慎重であるべきと考えます。</p> <p>グローバルなビジネス環境下でデータ流通が進展する中ではグローバルに協調した制度が望ましいことは言うまでもなく、日本だけ制度化を先行することが得策とは考えられません。まだ発展途上であるデータ利活用の慣行の蓄積に先駆けて法制化が行われると、産業界がチャレンジ中の新たなビジネスモデル創出の可能性を早々制約してしまう虞があります。法制化を拙速に急がず、商慣行の醸成に暫く委ねるべきと考えます。</p> <p>また、特許方法と生成されるデータとの関係については、AIが進展しつつあることで初めて認識される問題ではなく、従前知られる、一般的なプログラムと出力データの関係に帰着すると考えます（あるいは、バイオテクノロジー分野における化合物のスクリーニング方法とその方法で得られるデータとの関係、所謂「リーチ・スルー」の問題などとも関係する可能性があり、この問題の再燃につながる点も指摘されます）。データを保護することで、従前から問題なく行われているデータの利活用行為を阻害する結果になり得ることにも、配慮すべきであると考えます。</p> <p>それらの観点からまず、特許方法により生成されたデータの使用・譲渡等を特許法2条3項3号において直接侵害として位置付けることには、反対します。本報告書案において「慎重に検討すべき」としていることは、妥当であると考えます。</p> <p>また、専用品に限っての規制であることや主観的要件による限定があるにせよ、間接侵害による規律であっても、データ流通に思わぬ影響が生ずることが懸念されます。そうした思わぬ影響を避けるために、特定の問題事例に絞った制度的対応を検討すべきであるところ、本報告書案において例示される3Dプリンタのデータ流通についても、それによって現実に特許権者に損害の生じている事例を把握することから始めるべきであると考えます。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

23	<p>この論点については、中間まとめに記載される議論とは異なる意見を申し述べたいと考えます。今後、AI技術の利活用が今後より一層進み、AI技術の利活用が一般化・汎用化されると、AIに学習させるデータ内容がAI技術の利活用における競合他者との差別化の要素となり得ます。また、3Dプリンターにおいては、3Dプリンター用データをウェブサイトからダウンロードして容易に製品出力可能となってきたことから、3Dプリンター用データはそのサービスにおける競合他者との差別化要素となり得ます。</p> <p>有用性の高い価値あるデータを保有する者にとって、差別化要素となるデータそのものを「物の発明」として特許権で保護できるのであれば、有用性が高い特許制度として活用できるものと考えます。中間まとめにおいてはデータ保護のやり方として、(i) 特許法2条3項3号において、特許方法により生成されたデータの使用、譲渡等を直接侵害として位置づけるやり方、(ii) 特許発明を完成させるために用いられるデータの提供等を特許法101条の間接侵害として位置づけるやり方、の2つの方法について論じられておりますが、この他に、(iii) 特許発明を完成させるために用いられるデータを特許法第2条3項1号の「物の発明」として保護するやり方、もあるのではないかと考えます。これは、データ提供等を間接侵害としてではなく、直接侵害として位置づけるやり方です。物の発明として権利保護しても良いと考える「データ」としては、以下のようなものが仮想できます。例えば、AIについて、「入力」「出力」の相関関係に特徴を有する学習済みAIが物の発明として権利保護できるならば、「AIに△△のデータが入力されると□□の出力が得られるようにAIに予め学習させるためのAI学習用○○データ」というサブコンビネーションクレームに基づいて用途が特定されたAI学習用データも、物の発明として権利保護されて良いと考えます。また、例えば、3Dプリンターであれば、データ処理と出力に特徴を有する3Dプリンターが物の発明として権利保護できるならば、「入力データに基づき△△処理を行って出力する3Dプリンターに□□の出力をさせるための3Dプリンター入力用データ」というサブコンビネーションクレームに基づいて用途が特定された3Dプリンター用データも、物の発明として権利保護されて良いと考えます。</p> <p>中間まとめに記載された「データの取扱いについて直接侵害として位置づけることは、過度に広範な保護を認めることになり、不正競争防止法の限定提供データの適用対象を絞ったこととのバランス上、データ利用の促進に対する悪影響の懸念が生じるとの意見が出された」との懸念事項については理解できるものの、データ提供先の特許発明の装置との関係に基づいて用途が特定されている「データ」であれば、特許権の直接的な保護対象として加えても、過度に広範な保護を認めることにはならないので上記懸念には当たらないのではないかと考える次第です。</p> <p>以上の通り、データ保護のやり方として、データ提供先の特許発明の装置との関係に基づいて用途が特定されている「データ」、すなわち特許発明を完成させるために用いられるデータを、特許法第2条3項1号において、「プログラム」と同様に「物の発明」として保護することも可能だと考えますので、データを「物の発明」として保護することの是非についても議論に織り込み、データの取扱いについてさらに議論を深めていただくことを要望いたします。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
----	---	--------------------------------

24	<p>データを生成する方法の発明の実効的な保護を図るために、特許法 2 条 3 項 3号において、特許方法により生成されたデータの使用、譲渡等を直接侵害として位置付ける法改正には反対である。</p> <p>確かに AI の競争フェーズでは AI に学習させるデータの量や質における差別化が重要であるため、データの重要性が格段に増している現状において、AI アルゴリズムをプログラム発明として保護するだけでは不十分であり、AI アルゴリズムを利用して生成されたデータの使用、譲渡等の行為に、当該 AI アルゴリズムに関する特許発明に係る特許権の効力を及ぼす提案の趣旨は理解できる。</p> <p>しかし、「物」ではない「データ」は、特許法上の保護対象ではなく、「データを生成する方法」はいわゆる単純方法発明と考えられ、その特許権の効力は特許法 2 条 3 項 2 号で規定されるべきところ、これを特許法 2 条 3 項 3 号にいう「物を生産する方法」として扱うことは法的安定性を欠くことが懸念される。すなわち、「測定方法」「分析方法」「評価方法」等のカテゴリーの発明は単純方法発明として扱われることが確立されているところ（例えば、最高裁平成 11 年 7 月 16 日「生理活性物質測定法事件」判決）、特許請求の範囲の文言次第でそれら単純方法発明が「データを生成する方法」に当てはまる場合が想定され、その結果、特許発明の単純方法により生成されたデータの使用、譲渡等の行為に特許権の効力を及ぼすのは、これまでの特許権の効力に係る判例と齟齬が生じる可能性も懸念される。</p> <p>例えば、「化合物のスクリーニング方法」の発明は、文言次第では「化合物の構造活性相関データを生成する方法」とも解され、スクリーニング結果データを利活用してデータ駆動型創薬により創薬研究の効率化・加速化を試みている製薬企業にとっては、「化合物のスクリーニング方法」自体に留まらず、このようなデータそのものまで対象として権利行使され得ることになる。創薬研究開発において、「化合物のスクリーニング方法」などの他者の特許権を尊重するのは当然のことではあるものの、バランスを欠いた権利保護は、創薬研究の推進を阻害し、結果として国際競争に後れを取る事が危惧される。</p> <p>また、製薬企業も、異業種との協創により既存のデバイスやプラットフォームに参画して、創薬研究開発、デジタルヘルス等のビジネスを行いつつあるが、現状ではデータを生成する方法の発明は、製薬企業ではなく既存のベンダーが所有する事が想定される。データの価値は、元来その由来・中身であったり、成果物としてのデータよりもむしろ入力された生データにあることが多いにも関わらず、いわば「データ処理方法」の権利が及ぶことは、むしろ権利のバランスを欠くことも懸念される。</p> <p>AI の学習済みモデルを利用した推定装置の特許を取得しているケースにおいて、当該装置の生産に用いる学習用データ・学習用パラメータの提供等の行為を特許法 101 条の間接侵害として位置付ける法改正についても、慎重に検討して頂きたい。</p> <p>製薬企業は、AI の学習済みモデルを利用した推定装置のユーザーになり、医薬品の研究開発にこれ利用する場合が想定される所、製薬企業が推定装置を取得した時点で搭載されている学習済みデータセット・学習済みモデルのパラメータ等が適切に入手されたものであるかどうかの判別は難しい。これらの利用権を明確にし、これを保護することは必要であるものの、これを特許法上の間接侵害に該当するとして権利行使される得るリスクを持ちながら創薬研究活動を続けるのは事業の安定性を損なう懸念がある。</p> <p>尚、特許法 2 条 4 項に該当しない単なるデータは特許法上の「物」とは位置付けられていないところ、特許法 101 条においてのみデータを「物」のカテゴリーで扱うことについても、整合性を欠くことが懸念される。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
----	---	--------------------------------

25	<p>オープンデータの活用を阻害しない法制度をご検討頂きたいです。</p> <p>kaggle等でダウンロード可能なデータセットは、CCライセンス付きのものが多くあります。つまり、著作権の観点から、データ生成者がデータをオープンデータにしている現状があります。kagglers（カグラー）は、このようなオープンデータを活用して、機械学習について学んでいます。オープンデータは企業のAI人材を増やすことに貢献しています。</p> <p>このようなオープンデータの利用が、間接侵害化によって「データ作成者以外の者（特許権者）」によって制限されてしまうのは、AI技術の発展および人材育成を阻害するおそれがあるので、宜しくないと考えます。データを作った者がライセンスをコントロールできなくなる一方、特許権を持つ者が、自らはデータを作っていないと、間接侵害制度を利用してそのデータの他者による活用を制限できることになるからです。</p> <p>間接侵害化により、データの利用者は、データ作成者のお墨付きを得てもなお、そのデータを円滑に利用できるとは限らない状態となり得ます。そのため、間接侵害化は、特許調査のためのリソースに乏しい中小企業やベンチャー企業のDX推進について、壁になりかねません。</p> <p>そのため、データについての間接侵害化、および間接侵害に該当するための要件は、それが国益に沿うか否かも含めて、慎重に検討がなされるべきであると考えます。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
26	<p>間接侵害に係るデータの特許権者が提供しない場合について、ご検討頂きたいです。</p> <p>特許発明の特許権者による不実施については、法上の手当てが既になされております（特83条等）。一方、特許権者が「間接侵害となるようなデータセット」を提供しないような場合、他者も間接侵害を問われるリスクがあるので当該データセットを作らず、結局誰も、当該データセットを作らない、という事態が生じ得る点を懸念します。新たなデータセットは、機械学習に用いることで新たなサービスを産みだし得るものであるため、「結局誰もそのデータセットを作らない」ような状態に陥るのは、社会資源の損失に繋がり得るため、避けて頂きたいと考えます。特許権者が「間接侵害となるようなデータセット」を提供しない場合には、他者がそのようなデータセットを適法に提供できるように法整備を期待します。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
27	<p>特許出願前に作成されたデータセットについて、ご検討頂きたいです。</p> <p>特許権に対しては、いわゆる先使用权（特79条）があります。また、特69条2項2号には、特許権の効力は、特許出願の時から日本国内にある物には及ばない旨の規定があります。データセットが法上の「物」として扱われないとすると、特許出願前に作成されたデータセットの扱いが問題となります。出願前に作成されたデータセットの譲渡等が、その後に出願された特許出願に係る特許権によって制限されるのは、コストと負担をかけてデータセットを準備した者に対して酷であるため、そのようなデータセットについては間接侵害とならないような法整備を期待します。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。

28	<p>「その発明による課題の解決に不可欠なもの」の該当性について、ご検討頂きたいです。</p> <p>特101条第2号に「その発明による課題の解決に不可欠なもの」とあります。この要件については、慎重に検討した上でガイドライン化し、基準を明確にして頂きたいと考えます。</p> <p>例えば、データセットAを加工して（カラムを3つ捨てる、一部のカラムのデータ型を変える、等）データセットBを作った場合、データセットBでも発明の課題を解決できるなら、データセットAを譲渡する行為は、データセットAが「課題の解決に不可欠」なものではない（データセットBでも代用できる）から、間接侵害にはならない、ということになるのでしょうか？ ただし、これでは間接侵害化の趣旨を没却しそうにも思います。</p> <p>有体物とは異なり、無体物であるデータは、データの内容やデータ構造自体を適宜変形し得る特徴があると思いますので、その特徴も考慮した、国益にかなう、保護と利用のバランスが取れた落としどころを探って頂きたいと存じます。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
29	<p>AIの競争のフェーズはAIアルゴリズムの良否だけではなくAIに学習させるデータの量や質における差別化をいかに図るかが重要な要素となってきたため、AI関連発明を的確に保護するためには、AIに学習させるためのデータ等AI関連発明に関連するデータをどのように取り扱うかが、今後重要な課題になっていくと考えられる。データの利活用を促進して日本の産業を発達させていくことを前提とすると、現段階においては「特許方法により生成されたデータの使用、譲渡等を直接侵害として位置づけることについては、……慎重に検討すべきと考えられる。」との提言及び「今後、AI関連発明における関連データや3Dプリンタ用データの重要性の高まりを踏まえ、引き続き具体的なニーズの把握に努めつつ、こうしたデータの提供等の行為を間接侵害として保護していくことや現行法の解釈の限界について、さらに議論を深めていくことが適当である。」との提言に賛成する。なお、3Dデータ等については、意匠法における侵害についても考慮いただきたい。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。併せて、御指摘の内容は今後の検討の参考にさせていただきます。
30	<p>日本はA Iで遅れてしまっており、遅れたので保護を弱くしようという議論は、より遅れることになり、すべての産業にマイナスの影響を与え、致命的な結果となりうる。このような状況において、データについては、実効的な保護を他国に先んじて行う必要が高い。プログラムを「物」として扱う特許法改正を、日本は先行させ、成功させた。同様に、データも「物」として扱う方向で検討すべき。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。

31	<p>本中間とりまとめは、そのp17において「今後、AI 関連発明における関連データや3D プリンタ用データの重要性の高まりを踏まえ、引き続き具体的なニーズの把握に努めつつ、こうしたデータの提供等の行為を間接侵害として保護していくことや現行法の解釈の限界について、さらに議論を深めていくことが適当である。」と議論の方向性を提示しておりますが、「具体的なニーズの把握」は極めて重要だと考えます。AI 関連データ（学習用データや学習済みパラメータ）の保護については、AI 関連データの流通が阻害され、かかるデータの利活用に対するマイナスの影響が大きいことから反対の意見が強く聞かれます。一方、3D プリンタ用データについて十分に議論は進んでおりませんが、議論する余地はあるように考えております。このような状況から、「具体的なニーズの把握」を踏まえて慎重なご検討をお願い致します。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
32	<p>特許権によるデータ保護については、以下に記載する懸念等から、データ流通を特許侵害として捕捉することには疑問があり、また保護のために新たな法制度を設ける程のニーズ（間接侵害で3Dプリンタデータ等の一部のデータに限り保護する場合も含む）も十分に確認されておらず、賛成はできない。</p> <p>ビジネスにおけるデータ利活用は世界的に進められており、日本に閉じたデータシェアでは成り立たず、国を跨いだデータ流通も日々行われている。そのため、データについては諸外国と協調が必要であるため、日本だけが先行してルール策定することは却って流通を阻害する懸念がある。</p> <p>また、データを用いた新しい産業・技術分野においては商慣行の自然な醸成にまず委ねて頂くことで、実務上、合理的な慣行が形成されるものと考えており、その後に特許法による保護の要否を必要に応じてご検討頂くことでよいと思慮する。現在のビジネスの状況において特許法によるデータ保護が導入された場合、保護の対象データと対象外データとの切り分けや管理が容易ではなく、却って実務が混乱する懸念もある。</p> <p>加えて、平成 30 年の不正競争防止法の改正にて限定提供データの保護が新設され、同制度の運用も十分に積みあがっていない中で新たに特許法でもデータ保護を行うのは時期尚早である。</p> <p>また、日本の特許法では平成 14 年の改正により、プログラムと共に、「電子計算機による処理の用に供する情報であってプログラムに準ずるもの（データ構造等）」が保護対象とされた。同保護は、データ等の情報財の保護ではなく、プログラムに類似したハードウェアとの関連性が明確で物と看做せるデータ構造等を保護する日本独自の制度と理解している。今般、世界的に利活用が進められている「データ」は、特許法が保護する「物の発明」というよりは「情報一般」との位置付けであり、利活用が進められている「データ」については、特許法による保護は馴染まないと考える。加えて、平成 14 年当時は、日本のエレクトロニクス産業は世界でもリーディング・ポジションにあり、特許法によるプログラムに準ずるものの保護が望まれたものと推察するが、現在の AI・IoT 分野においては、米中欧が多額の投資をして技術開発を進めている状況であり、日本が率先して保護を強めることは、日本の技術開発に抑制的に働き、産業の競争力を削ぐことになりかねないため、慎重な検討をお願いしたい。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。

5(1)早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
33	<p>中間案の「5. 円滑な紛争処理に向けた知財紛争システム」の「(1) 早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型」(第18～24頁)における、「損害論の審理を行わず、侵害の有無のみについて終局判決を得ることを可能とする新たな訴訟類型(いわゆる二段階訴訟)」である、新たな訴訟類型の創設に賛成する。</p> <p>(賛成理由)</p> <p>情報処理、通信が高度発達した今日では、日本に限らず世界における産業の栄枯盛衰は目覚ましいものがあり、知財裁判も迅速化が要請されている。知財裁判で侵害論と損害論を切り離すことにより、原告、被告の両当事者は第1審における侵害論のみの議論に専念できる。また、原告は第1審の審理を睨みながら、損害の立証に必要な証拠の収集等の準備、又は中止ができる。この結果、第1審判決で侵害が認められた場合、損害賠償請求訴訟に行くことなく和解を促進でき、和解できないときでも損害賠償のための証拠の提出が迅速に行える。第1審判決で侵害が認められない場合は、原告、被告双方は損害論のための証拠の収集、提出等の作業が必要なくなる。</p> <p>即ち、新たな訴訟類型の創設により、知財裁判における裁判の迅速化と効率的な進行を同時に図れる利点があり、訴訟経済の観点からも望まれる。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
34	<p>新たな訴訟と、通常、並行して行われる裁判所、当事者間での和解促進等を考慮すると、損害賠償請求権の時効完成の猶予規定は設けるべきである。中間案で残された課題として挙げている再審、既判力、訴額等は、検討が必要ではあるが、新たな訴訟類型の創設を阻害するものではないと思量する。また、ドイツのような「会計情報請求権」は慎重に検討すべきとの意見には賛成する。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
35	<p>5(1).早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型の「確認の利益」について、産業界においては差止請求権が実質的に強化されるのではないかと、いう根強い懸念があることを鑑みると、差止請求訴訟の併合提起を義務付けることは賛同が得られにくく、差止請求訴訟と併合提起しないスキームであれば議論が進むと考えられます。この場合でも、「損害額の確定に一定の時間を要するため、侵害論だけ確定すれば紛争解決が迅速に図られる可能性が高いと言えるのであれば、確認の利益を説明することは可能」と考えられますので、この点の調査はあった方がよいように思います。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
36	<p>5(1).早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型の「新たな訴訟類型の形態」について、当初はドイツ法をベースに検討が進んでおりましたが、日本に既に存在する「消費者裁判手続特例法」をベースに今後は検討されることが現実的ではないかと考えます。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

37	5(1).早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型の「事項の完成猶予の特例」について、引き続きご検討をお願い致します。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
38	5(1).早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型の「会計情報等の提出」について、会計情報や営業秘密の提出を義務づけることには否定的です。現行制度においてなされている以上の提出義務を課す理由がないように考えます。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
39	5(1).早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型の「既判力が及ぶ範囲」について、二段階目の訴訟で遮断される抗弁を法律の規定で明確化すべきという意見はその通りだと考えますので、引き続き、ご検討をお願い致します。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
40	5(1).早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型の「再審等における主張の制限」について、引き続きご検討をお願い致します。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
41	5(1).早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型の「訴額の取扱い」について、新たな訴訟類型の訴訟の訴額は安くすべきだと考えます。	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
42	5(1).早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型における「AI・IoT技術の時代において、ビジネスの変化のスピードが益々加速化していく中、早期の紛争解決を図るニーズがこれまで以上に高まっていくものと考えられる。また、紛争の形態が多様化する中、ユーザーのニーズに見合った様々な紛争解決手段の選択肢を増やすことの重要性は高まっていくものと考えられる。」ことについて賛同致します。 従いまして、「新たな訴訟類型の検討において、残された課題も存在する。確認の利益をどのように説明すべきか、新たな訴訟類型の確認対象を侵害あるいは損害賠償義務のいずれとすべきか、時効の特例をどのように規定すべきか、既判力の及ぶ範囲をどう規定すべきか、再審等における主張をどのように制限すべきか、新たな訴訟類型をどう考えるか、などの論点については、引き続き検討が必要である。今後、引き続き具体的なニーズの把握に努めつつ、残された個別の論点について、さらに議論を深めていくことが適当である。」という議論の方向性についても賛同致します。	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。

43	<p>5(1)中間まとめの冒頭でも指摘されているように、世界のビジネスのスピードは加速しており、さまざまな当事者における早期の紛争解決は火急の課題と言える。事業環境が変化している以上、スピード感に裏打ちされた訴訟類型の導入を検討することは有意義であり、優れたイノベーションを創出し続けるためにも有益である。いたずらに旧来の産業構造とリンクさせた訴訟類型だけに固執することは将来に禍根を残す。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
44	<p>5(1)新たな訴訟類型を必要とする意見（ニーズ）は見当たらず、むしろ以下の点から、新たな訴訟類型を検討することに疑義があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国で行われている訴訟実務（二段階審理）について、特段の問題意識は無い。現状でも裁判所の心証開示を受け、適宜和解交渉が進められ、効率的に紛争処理が進められている。早期差止についても、仮処分申請の手段がある。</li> <li>・紛争解決のために、現状として不合理に時間がかかっているのか、何が障害で時間がかかるのかについては事実確認もされておらず、課題を把握できない。</li> <li>・差止判決の下では、実施者は特許権者に優位な状態での交渉が強いられるため、技術経済価値の観点から納得性の高い解決が得られないおそれがある。</li> <li>・侵害という事実のみを確認する手続について、それを必要とする要望や立法事実が存在するのか把握されていない。損害賠償の存在の確認とするのであれば、損害賠償の不存在に関する抗弁を許すことになり、それ自体が損害賠償に関する議論と何ら変わらないのではないかと。従って、今後検討するのであれば、まず、本報告書案に記述があるように具体的なニーズの把握をすべきであり、その上で、提案される新たな訴訟類型が、現行の訴訟類型と比較して把握されたニーズに応える効果があるのかどうかを検証すべきである、と考えます。</li> </ul>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
45	<p>二段階訴訟については、無効審判における権利の有効性の審決が確定していない段階で、二段階目の訴訟で損害論を議論すべきでないと考えます。特に、権利の有効性が確定していない段階で会計情報や営業秘密を被告から提出させるのは適切ではありません。無効性のある権利に基づいて会計情報や営業秘密を提出させるケースが生じないよう制度設計をいただきたいと考えます。</p> <p>中間まとめにおいては「二段階目の訴訟で損害論を審理しているときに、利害関係人の請求によって特許権の無効が確定した場合に、損害論の審理がどのように進んでいくのかについて整理が必要ではないかとの意見が出されたが、この場合の扱いについては、無効が確定した場合でも、損害論は粛々と進め、損害賠償の支払い義務が生じることになるのではないかと意見が出された。」と記載されておりますが、一段階目において侵害だけでなく権利の有効性についても確定したことをもって、二段階目の損害論に入るように制度化すべきと考えますので、特許庁に特許権の無効審判が請求され侵害訴訟と並行して審理が進行するケースの時間軸の関係について、議論をより一層深めていただくことを要望いたします。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

46	<p>早期の紛争解決を図るニーズは高まり、二段階訴訟は有意義な制度となり得る、と結論しているが、具体的にどのように早期の紛争解決が図られるのかについてご説明頂きたい。差止請求訴訟のみを提起した場合と比較して、二段階訴訟を提起した場合には早期に侵害が確定することについて説明がなされていない。</p> <p>差止請求訴訟のみを提起した場合、後に損害賠償請求訴訟を提起するときに時効が到来する恐れがあるが、二段階訴訟では損害賠償請求権の時効の完成を猶予し得ると、二段階訴訟の優位点を述べている。しかし、損害賠償請求権の時効の完成が猶予しても、侵害の確定が早くなるわけではない。そうすると、二段階訴訟制度は、差止請求訴訟のみを提起したが、時効前に損害賠償請求訴訟を提起できない（時効を管理すれば通常提起できる）というユーザーのニーズに対応する制度ということになる。このようなニーズが実際の程度あるかについても説明がなされていない。</p> <p>また、二段階訴訟では、一番の訴訟において侵害が認められた後に、会計情報請求権の仕組みを設けることが審議されているが、営業秘密保護の観点から強く懸念されており、同様の懸念を示す。上記のように、制度化する必要性やニーズが不明である一方、制度化することでこのような新たな懸念が生じ得ることから、制度化に向けての検討を進めることは慎重であるべきと考える。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、今回の検討は、差止請求訴訟のみを提起した場合と比較して、早期に侵害が確定するような制度の導入について議論しているのではなく、差止請求訴訟と損害賠償請求訴訟と併せて提起した場合と比較して、早期に侵害の有無について結論を得られるような制度について検討しているものです。</p>
47	<p>特許制度小委員会では、大規模な訴訟制度の変更をする「立法事実」を確認できるような説明が全くなされていないし、委員会の中でも語られていない。</p> <p>また、我が国で行われている訴訟実務（二段階審理）との違い、特に、差止請求と損害賠償請求とを分けて提起した場合との違い、またその違いが本当にあるのかという点について、十分な議論が全くなされていない。</p> <p>したがって、今後新たな訴訟類型について検討するのであれば、現行の訴訟類型で何が不足してユーザーが困っているのかを明確にした上で、「立法事実」の確認をするべきである。そして、その困っている部分を本当に補うことができるのかを、十分に議論してから方向性を決めるべきである。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、二段階訴訟については、本小委員会において、ヒアリング等も含めて数回にわたり審議を行っており、十分な議論が全くなされていないとのご指摘は当たらないと考えます。</p>

48	<p>「AI・IoT技術時代において、ビジネスの変化のスピードが加速化していく中で」、「ユーザーのニーズに見合った様々な紛争解決手段」について引き続き議論を深め、中間とりまとめ案の「(まとめ)」に記載されているように「今後、引き続き具体的なニーズの把握に努め」ていただき、これまでの訴訟類型と比較し、新たな訴訟類型がこれまでの訴訟類型では補えない利便性が存することを明確にさせていただくことが特許権者の利益にもつながるものであると思慮する。現状は、差止を早期に確定したい場合や特許権の存続期間が短い場合には、差止請求訴訟を提起し、侵害の有無について早期確定をしている。また、差止訴訟の進行状況を見ながら損害賠償請求訴訟を提起することも行われている。</p> <p>また、侵害の有無を早期に見極めて早期紛争解決につなげたいユーザーは仮処分を利用する場合も多く、更に争点が多くない場合には、昨年10月から開始された裁判所による調停制度の活用によりわずか3か月程度の期間で結論が導かれる知財調停制度も活用されてきている。また、訴訟や仮処分と並行して訴外で当事者間で損害賠償等について交渉し合意することもこれまで実施されてきている。従って、単に選択肢を増加させるということではなく、「まとめ」の最後に記載されているように、これまでの訴訟類型では実現できず、訴訟を躊躇せざるを得なかった「具体的なニーズ」を把握していただき、従来の訴訟類型では実現できなかった利点を当該新たな訴訟類型により実現できるような視点から検討いただくことを期待する。</p> <p>更に上記「具体的なニーズの把握」を前提として、「新たな訴訟類型の検討においては、残された課題も存在する。」と記載されているように、確認の利益をどのように説明すべきか、新たな訴訟類型の確認対象を侵害あるいは損害賠償義務のいずれとすべきか、時効の特例をどのように規定すべきか、既判力の及ぶ範囲をどう規定すべきか、再審等における主張をどのように制限すべきか、新たな訴訟類型の訴額をどう考えるか、などの論点については、引き続き検討が必要である。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
----	---	--------------------------------

49	<p>新たな訴訟類型、所謂、二段階訴訟の導入について、個別論点について今後議論を深めていくことが適当とされているが、日本の特許制度に二段階訴訟は導入すべきではない。</p> <p>二段階訴訟は、特許権に基づく差止を交渉の強力なテコとして日本企業から高額なロイヤリティ獲得を狙うNPEや国外企業の権利行使を利する一方、そうした権利行使により日本の産業・経済を減速させ、かつ新規参入・技術導入を委縮させる懸念がある。差止の対象となり得る製造設備等を日本に持つのは日本企業の方が圧倒的に多いという側面に留意が必要である。特に AI・IoT分野は無数の特許権（標準必須特許を含む）があり世界的に特許紛争が絶えない分野であるため、その懸念は大きく、AI・IoT 時代の特許制度に二段階訴訟は馴染まないと考えられる。</p> <p>また、仮に二段階訴訟を導入し、侵害判断が出た段階で差止が認められるようなことがあれば、調停・和解等は権利者側に極めて有利であり、高額な和解金や特許権者に一方的に有利な契約の締結を実施者が迫られることになる。事実、独国においてはそうした問題が顕在化している。IoT を支える無線通信技術において、米中欧の大手企業が特許権（標準必須特許を含む）の大多数を保有しており、日本企業の保有数は少ない実態に照らすと、日本はスタートアップ、中小企業、大企業のいずれも国外企業から権利行使を受けロイヤリティを支払う立場にあるため、早期差止は日本の産業にとっては脅威である。</p> <p>尚、侵害の有無の早期確定のニーズがある場合、貴庁の判定制度であれば、迅速かつ安価に見解を頂けるため、スタートアップ等にも即していると思われるところ、新たな訴訟タイプの検討ではなく、同制度の活用を推奨頂くのが良いと考える。</p> <p>また、会計情報請求権につき、二段階訴訟の導入を見送れば議論は不要ではあるものの、念のために言及すると、同権利の導入について慎重であるべきと位置付けて頂いているのは、賛成である。</p> <p>会計情報の提出は、企業にとっては極めて負担が大きく、企業活動に支障が生じ得る。会計情報の提出を避けるために、不当な条件での和解を強いられることも想定され（事実、独国ではそうした事案が生じている）、著しく特許権者を利するバランスに欠く権利であるため、導入すべきではない。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
50	<p>ビジネスのスピードが益々加速化していることは事実であり、特許紛争について早期の解決を図る必要性が高まっていることは指摘通りである。しかしながら紛争の解決は訴訟によるものだけではなく、裁判上の和解を含め当事者での交渉により決着することが寧ろ早期にかつ当事者に納得感のある合理的な条件で解決してきたと考える。かかる状況下、紛争解決の早期化のためとして訴訟制度の見直しの議論につなげるのは拙速であり、また立法事実の裏づけがあるのか疑念がある。</p> <p>特に二段階訴訟については、侵害判断および損害額の認定という二段階手続きが現状でも実施され、また早期の差し止めは仮処分制度があるなか、この制度を導入することにより侵害有無を先行で確定して差止めを認める恐れがあり、自動車産業においては、差し止めによる経済的損害は大きく、のちに権利無効とされても取返しのつかないことになる。</p> <p>また、このようなことが起こると、差し止めを回避するため、特許の有効性を含む多面的な議論・検討を尽くすことなく高額な賠償額で和解せざるを得ない事態を招くことになり、交渉による合理的解決の実現という現状よりもむしろマイナスになると危惧する次第である。</p> <p>以上より、二段階訴訟の導入検討については反対するものである。</p> <p>特許を巡る係争に関連しては平成31年、令和元年と相次いで法改正が行われており、まずはこれらの施策の効果検証をすることが肝要と判断する。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。 なお、本小委員会においては、侵害有無を先行で確定して差し止めたのちに権利無効となるような制度の導入の検討は行っておりません。

51	<p>中小企業やスタートアップが侵害に対して泣き寝入りになるのは不正義であり、二段階訴訟など利用しやすい制度を設けるべき。体力のない企業が、いたずらに不利になるのを放置すべきではない。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
52	<p>当社の経験からしますと、交渉が不調に終わり訴訟に発展するのは、金銭面の折り合いがつかない場合です（日本において事前交渉なしに提訴されることは当社の場合はこれまでは経験がありません）。そして通常、当事者間で意見の違いを埋めることができず司法による終局的解決に至る場合、裁判所に期待するのは①侵害の有無と②特許の価値の2点の決定です。今回検討される制度は②を未解決において①の認定のみで差止の執行を可能にすることで早期和解を促す目的と拝見しますが、現実これがもたらすのは、②について実施者（被告）が権利者（原告）の言い分を一方的に呑まざるを得ない構図です。例として申せば、IoT分野において一部の部品にのみ関連する特許を実施する最終製品の製造・販売者が、侵害判決による差止を恐れて合理的な対価を遥かに超えた最終製品ベースでの実施料の支払いを強いられることが起こり得ますが、これが規模の大小を問わず日本で事業を行う企業に与える負の影響を排除することは必要と考えます。また、このような制度が日本の裁判所による損害賠償判決件数を減らし、畢竟、特許の価値に対する予見性を低くするという弊害をもたらすことは昨年12月に当社が提出した意見書で申し述べたとおりです。実際の制度利用者の具体的な立法への要請が確認され、この新たな訴訟類型を導入されるということであれば、本報告書案で述べられている既判力の範囲などの論点とともに、上記のような負の影響の排除も今後の課題のひとつとして検討をお願い申し上げます。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、現行制度でも差止請求訴訟のみ提起して侵害の有無を確定させて差止めを執行することは可能であることから、今回検討される制度によって、実施者が特許の価値について権利者の言い分を一方的に呑まざるを得ない構図になるというご指摘は当たらないと考えます。</p>
53	<p>より迅速な解決と差止命令を可能にするために、損害賠償の決定を侵害と分割するという提案は、一般的に、私たちが支持する提案である。したがって、我々は、特許庁がこのような改革を導入することを評価する。しかしながら、権利の侵害を裁判所が審理する場合、主張されている権利の有効性又は存否のような侵害に対する抗弁は、現行通り被告が主張可能とすべきである。そうでなければ、法的権利が無いのに、差止命令が認められるおそれがある。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

54	<p>早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型については、課題が明らかになって来たと感じておりますが、いくつかの点につき、意見を述べさせていただきます。</p> <p>(確認の利益①)：産業界においては差止請求権が実質的に強化されるのではないかと根強い懸念があること、また、差止請求訴訟の併合提起を義務付けた場合には差止請求訴訟のみを提起した場合との実益の差異が明らかではないことから、差止請求訴訟の併合提起を義務付けることには賛同が得られにくいと考えます。</p> <p>(確認の利益②)：「確認の利益の内容としては、損害額の確定に一定の時間を要するため、侵害論だけ確定すれば紛争解決が迅速に図られる可能性が高いと言えるのであれば、確認の利益を説明することは可能」という点については、あらためて侵害確認若しくは損害賠償義務確認のみの訴訟類型を創設するニーズを調査・確認した方がよいように思います。</p> <p>(時効の完成猶予の特例)：引き続きご検討をお願い致します。</p> <p>(会計情報等の提出)：会計情報や営業秘密の提出を義務づけることには否定的です。現行制度においてなされている以上の提出義務を課す理由がないように考えます。</p> <p>(既判力が及ぶ範囲)：「二段階目の訴訟において遮断される抗弁がどのようなものであるかについて整理した上で、法律の規定で明確化すべきとの意見」についてはその通りだと考えます。また、「二段階目の訴訟と並行して特許庁で無効審判が係属している場合において、無効の抗弁や訂正の抗弁を遮断してよいのかどうかは慎重に検討されるべきとの意見」についても、将来無効となる特許に対して差止執行が認容され得ることには、引き続き、慎重にご検討をお願い致します。</p> <p>(再審等における主張の制限)：引き続きご検討をお願い致します。</p> <p>(まとめ)：「AI・IoT技術の時代において、ビジネスの変化のスピードが益々加速化していく中、早期の紛争解決を図るニーズがこれまで以上に高まっていくものと考えられる。また、紛争の形態が多様化する中、ユーザーのニーズに見合った様々な紛争解決手段の選択肢を増やすことの重要性は高まっていくものと考えられる。」としつつも、「こうした中、今般検討を行ってきた新たな訴訟類型については、ニーズがあるという声が聞かれないとの意見も出されたが、侵害の有無を早期に確定させることで早期の紛争解決につなげていきたいというユーザーや、確定判決に基づく早期の差止めの実現を図りたいというユーザーにとっては、有意義な制度となり得ると考えられる。」とし、新たな訴訟類型についてはそれを望む意見がある一方でそうではない意見もあることに言及され、これを踏まえて、「新たな訴訟類型の検討においては、残された課題も存在する。確認の利益をどのように説明すべきか、新たな訴訟類型の確認対象を侵害あるいは損害賠償義務のいずれとすべきか、時効の特例をどのように規定すべきか、既判力の及ぶ範囲をどう規定すべきか、再審等における主張をどのように制限すべきか、新たな訴訟類型をどう考えるか、などの論点については、引き続き検討が必要である。今後、引き続き具体的なニーズの把握に努めつつ、残された個別の論点について、さらに議論を深めていくことが適当である。」とした議論の方向性を提示されております。この議論の方向性については妥当と存じます。新たな訴訟制度については制度のアウトラインをお示し頂きつつ、現行制度を前提としてもなお必要とされる事情を分析などすることで、議論がなされるものと考えております。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
----	--	--------------------------------

55	<p>「中間とりまとめ（案）」では、新たな訴訟類型について、二案が審議された旨の紹介があるが、現状の訴訟制度においても、裁判所の心証開示を受け、適宜和解交渉が進められ、効率的に紛争処理が進められており、早期差止についても、仮処分申請の手段がある。小委員会のなかでは、紛争解決の早期化のために新たな訴訟類型が必要との意見も存在したが、現在の制度において本当に紛争解決に時間がかかっているのか、かかっているとすれば、何に時間がかかっているのか、その理由は何かといった点について、根本的な議論が深まった形跡はない。従って、現状では、新しい訴訟類型を構築するという制度の根幹にかかわる法改正を行う立法事実があるといえる状況にはない。</p> <p>本論点は、前回からの検討課題であるが、今回についても新たな訴訟類型の導入を是とする十分なニーズや事実の積上げが見られなかった。今後、新たな訴訟類型について検討を継続するのであれば、立法事実をさらに丹念に確認すべきであるが、これまでの議論に鑑みれば、検討継続の必要性にも疑問がある。</p> <p>特許庁においては、知財司法制度を無用に混乱させるべきでなく、論拠に乏しいなかでの拙速な法改正を行うようなことは厳に慎むべきである。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、本小委員会においては、損害論を切り離すことで審理の時間が短くなるといった実務現場の意見も出されており、そうした意見も踏まえた上で審議を行っており、十分なニーズや事実の積上げが見られなかったとのご指摘は当たらないと考えます。</p>
56	<p>本件報告書「5.（1）」が、現行の日本の分離型特許訴訟制度から、損害賠償額算定の前に侵害に関する終局判決を提供する制度への変更を示唆していることを懸念している。本件報告書18頁。本件報告書は、この変更により早期の差止命令が可能となり、早期の紛争解決を促進することが可能である旨を述べている。同20頁及び23頁。しかしながら、前述のように、特許侵害に対して金銭的補償による十分で適切な救済が可能な場合には、定型的に差止命令を認めることは、法制度にとって有益ではない。このような変更は、早期の紛争解決を促進するかもしれないが、特許技術の公正な評価ではなく、差止命令という不適切で極めて不釣り合いな圧力に基づいて促進することになるであろう。対照的に、損害賠償に関する理論を明らかにすることは、合理的な解決に向けてより有益な効果をもたらす可能性がある。回復不能の損害（例えば、競合する者による複製に基づく侵害によるもの）から保護するために（非SEPについて）早期の差止命令が必要である限りにおいて、本件報告書が述べる民事保全法第32条第2項に基づく仮差止命令も使用することができる。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

57	<p>円滑な紛争処理に向けた知財紛争処理システムとのテーマに関して、中間とりまとめ案においても早期の紛争解決を図る新たな訴訟類型として詳細な検討結果が示された、いわゆる二段階訴訟の創設について、これまで二度にわたって、その検討を一考に値するものとして、その検討継続に対し前向きに意見表明をしてきた。</p> <p>すなわち、意見募集がなされた中間とりまとめ案で検討されている二段階訴訟制度は、具体的な法案の形でないため、ある程度、広く制度を捉えざるを得ないものであるが、概要、知的財産権侵害に対する救済の手段として法が用意する不法行為に基づく損害賠償を求める訴訟手続に関して、損害賠償等の金銭支払義務の存否の確定手続、あるいはその基礎となるべき侵害事実の有無の確定手続について、確認の訴えとしての終局判決を求める地位、及びこれを争う地位を紛争当事者に認めるとともに、具体的な賠償額を定める金銭支払請求権としての損害賠償請求については、その後に提起する給付の訴えとしての終局判決を求めることを認める訴訟類型、及びこれに派生し検討を要する紛争の解決手続であると総括することができる。現行法の下では、差止請求訴訟のみを提起し、差止請求認容判決確定後に後訴としての損害賠償請求訴訟を提起した場合には、差止請求認容判決の既判力は後訴には及ばないと解され、侵害成否判断の結論が変わり得るところ、二段階訴訟制度は、後に提起される可能性がある賠償額確定の訴訟との関係においても早期に侵害成否判断を確定する意義を有するものと位置付けられる。従前にも、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会が2019年（平成31年）1月25日に意見募集を行った「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方（案）」の報告書において継続検討事項となった二段階訴訟の検討に対して、「二段階訴訟制度について/今般、導入が検討された二段階訴訟制度は、特許権侵害の早期差止めを実現するとの趣旨から、ドイツ、イギリスの特許権侵害訴訟の在り方を参考として、従前、差止請求訴訟と併合して提起される損害賠償請求訴訟に関して、金銭給付の訴えの類型で訴訟提起せざるを得なかった実務に関して、損害賠償義務を負うことの確認の訴えの類型で訴訟提起を行えらるるとしつつ、後訴において損害額を確定させる訴訟提起を可能とする旨の方策が検討されている。この二段階訴訟制度の選択肢の検討は、侵害事実の確認後に損害額の交渉を当事者間に委ね、侵害者に情報提供義務を課すことによって和解での決着を促す仕組みであり、一考に値すると考える。侵害の有無や無効理由の有無について当事者間に大きな争いが無い事件は、当事者間の話し合いで訴訟提起前に解決することが多いという実態に鑑みると、損害賠償義務の確認の判決を裁判所が下しさえすれば、多くの事件で当事者同士の話し合いによる解決も可能になると思われ、早期の紛争解決や訴訟経済に資する効果があると考えられる。」として、検討を前向きに継続するよう意見表明してきたものである。</p> <p>同小委員会報告書を踏まえ制定された令和元年5月17日法律第3号「特許法等の一部を改正する法律」の衆議院及び参議院での審理においても、二段階訴訟に関しては、「諸外国の動向も注視しつつ、引き続き検討する」という検討継続が附帯決議に明記されたところ、中間とりまとめ案においては、従前の検討対象であるドイツ、イギリスに加え、フランスにおいて定着している二段階訴訟の実務が紹介されるとともに、我が国の民事訴訟法の実務との整合性や、確定まで時間を要する損害賠償請求をめぐる訴訟手続の前例と位置付けることも可能な消費者裁判手続特例法における共通義務確認の訴えが紹介された上、印紙代の低減可能性の言及等の実務的な分析等も含め、同小委員会の検討結果が詳細に示されたところでもあり、当連合会は、その論点整理を評価するものである。</p> <p>二段階訴訟制度の具体化に向けて検討を継続することに賛成する。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
----	--	--------------------------------------

5(2)当事者本人への証拠の開示制限

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
58	<p>5(2).当事者本人への証拠の開示制限について、アトニーズ・アイズ・オンリー（AEO）については、その後の議論により、査証制度（特許法第105条の2）における査証報告書（同第105条の2の6）も秘密保持命令の対象（同105条の4）となり、また、秘密保持命令の実務では、名宛人に代理人のみを指定した発令実績があることが確認されています（第37回特許制度小委員会の資料「知財紛争処理システムの見直しについて」p.17参照）。そうとすると、AEOと呼ぶか否かは別として、実務実態としては現行制度においてAEOと同様の効果を得ることは可能であることとなります。</p> <p>そのため、論点としては、本中間とりまとめのP25にあるように、「実務では、秘密保持命令制度又は当事者間の契約に基づき、アトニーズ・アイズ・オンリーのような運用が行われているが、名宛人の範囲についてはあくまで当事者間の事前の合意や契約に基づくものであることから、当該合意や契約に反して、当事者本人が裁判所に対して訴訟記録の閲覧・謄写（以下「閲覧等」という。）を請求してきた場合に、裁判所が当該申立てを却下することができるかどうかは規定上明らかではない。」点に絞られて来ました。</p> <p>一方で、特許法105条の6では、秘密保持命令の名宛人となっていない当事者からの閲覧等の請求の申立てがあった場合は、裁判所は直ちに秘密保持命令を申し立てた当事者に通知をし、通知を受けた当事者は、必要に応じて閲覧請求をした当該者を秘密保持命令の名宛人に追加できることとされています。そして、実務上は、名宛人となっていない当事者からの閲覧等の請求は権利濫用に当たるとして、閲覧等を拒むことができるかと解されています（第37回特許制度小委員会の資料「知財紛争処理システムの見直しについて」p.18参照）。</p> <p>これらを踏まえて、現行実務の運用を明文化することは可能かと考えられます。当事者本人に開示するとしても秘密保持義務を負っている者に限定することを制度的に手当てすることは、営業秘密等の情報の漏洩を防ぐという観点から好ましいと考えます。引き続き検討が進むことを期待致します。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
59	<p>5(2)本報告書案に記述されているように、当事者本人への証拠の開示を制限する仕組みを設けることにより、訴訟の場に十分な証拠が提示されるようになることが期待されることから、引き続き、具体的な検討を続けることに賛同します。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
60	<p>中間まとめにおいて「当事者本人への証拠の開示を制限する仕組みを設けることにより、訴訟の場に十分な証拠が提示されるようになることが期待され、有意義であると考えられる。」と記載されている議論の方向性に賛成いたします。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>

61	<p>当事者の同意に基づき当時者本人への証拠の開示を制限する仕組みを設けることにより訴訟の場に十分な証拠が提示されることが期待される一方、当事者による控訴の判断や、無効を回避しつつ被告製品を技術的範囲に含む訂正の検討（同意権者による検討も含む）等の代理行為についての課題も存在しており、「今後、意義のある制度の検討に向け、残された個別の論点について、さらに議論を深めていくことが適当である。」との提言に賛成する。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
62	<p>本報告書案は特許法の秘密保持命令の活用が前提とされておりますが、実際の訴訟手続きではその条件に合意できない場合が発生します。訴訟相手方への営業上の秘密情報の開示は、閲覧請求手続きの範囲以前の問題ですので、査証制度を機能させるのであればこの点は引き続きご検討をお願い致します。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
63	<p>機密情報を「Attorney eyes only」に限定することは、限られた場合、即ち特にその情報が当事者の一方（又はその従業員）によって秘密裏に使用される可能性がある場合に有益である。しかし、これは、当事者がその訴訟について弁護士に適切に指示することを困難にするかもしれない。したがって、証拠開示に関するいかなる規制も、法律または手続規則のいずれに定められているかにかかわらず、裁判所によってケースバイケースで慎重に検討および監視されるべきである。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

64	<p>アトニーズ・アイズ・オンリー（AEO）については、その後の議論により、査証制度（特許法第105条の2）における査証報告書（同第105条の2の6）も秘密保持命令の対象（同105条の4）となり、また、秘密保持命令の実務では、名宛人に代理人のみを指定した発令実績があることが確認されています（第37回特許制度小委員会の資料「知財紛争処理システムの見直しについて」p.17参照）。そうとすると、AEOと呼ぶか否かは別として、実務実態としては現行制度においてAEOと同様の効果を得ることは可能であることとなります。</p> <p>そのため、論点としては、本中間とりまとめのP25にあるように、「実務では、秘密保持命令制度又は当事者間の契約に基づき、アトニーズ・アイズ・オンリーのような運用が行われているが、名宛人の範囲についてはあくまで当事者間の事前の合意や契約に基づくものであることから、当該合意や契約に反して、当事者本人が裁判所に対して訴訟記録の閲覧・謄写（以下「閲覧等」という。）を請求してきた場合に、裁判所が当該申立てを却下することができるかどうかは規定上明らかではない。」点に絞られて来ました。</p> <p>一方で、特許法105条の6では、秘密保持命令の名宛人となっていない当事者からの閲覧等の請求の申立てがあった場合は、裁判所は直ちに秘密保持命令を申し立てた当事者に通知をし、通知を受けた当事者は、必要に応じて閲覧請求をした当該者を秘密保持命令の名宛人に追加できることとされています。そして、実務上は、名宛人となっていない当事者からの閲覧等の請求は権利濫用に当たるとして、閲覧等を拒むことができると解されています（第37回特許制度小委員会の資料「知財紛争処理システムの見直しについて」p.18参照）。</p> <p>これらを踏まえて、現行実務の運用を明文化することは可能かと考えられます。当事者本人に開示するとしても秘密保持義務を負っている者に限定することを制度的に手当てすることは、営業秘密等の情報の漏洩を防ぐという観点から好ましいと考えます。引き続き検討が進むことを期待致します。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
65	<p>当事者本人への証拠の開示を制限する仕組みは、訴訟の場に十分な証拠が提示されることにつながることから、導入に向けた具体的な検討を続けることに賛同する。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。

66	<p>中間とりまとめ案では、証拠に含まれる営業秘密部分について、当事者本人の閲覧等の請求権を制限する仕組みを検討している。その上で、当事者本人への証拠の開示を制限する仕組みを設けることで、訴訟の場に十分な証拠が提示されるようになることが期待され、有意義であるとする一方で、途中で代理人がいない状況が生じた場合の取扱い、開示先の範囲、当事者の同意を要件とすべきかといった課題が存在することが提示され、結論として意義のある制度の検討に向け、残された個別の論点について、更に議論を深めていくことが適当であるとされている（中間とりまとめ案25～28頁）。</p> <p>当事者本人への証拠開示制限については、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会「知財紛争処理システムの見直しの検討課題」に関する意見募集に対し、いわゆるアトニーーズ・アイズ・オンリーの制度を導入し、被疑侵害者の営業秘密の保護を図りつつ、訴訟に適切な証拠が提供されることを促進するべきとの意見を述べた。</p> <p>当事者同士が競合企業であることが多い知的財産権侵害訴訟の分野では、競合企業である相手方当事者に対して、営業秘密を開示することに対する当事者の心理的抵抗が強いと見られ、訴訟に必要な情報の開示が進まないという実態がある。知的財産権侵害訴訟を活性化するためには、事案の解決に必要な証拠が訴訟において提示されることが必須であり、当連合会としては、一定の要件のもと当事者本人への証拠の開示を制限する仕組みを設けることに賛成する。</p> <p>かかる仕組みを設けるに当たって、中間とりまとめ案では、当事者の同意の要否が課題として挙げられているが、当連合会としては当事者の同意を要件とすることには反対する。当事者本人への証拠開示制限について同意がある場合は、現在の実務上においても、当事者本人への証拠開示を制限することを条件として、秘密保持契約を締結した上での証拠開示が期待できるのであって、当事者の同意を要件とした制度を導入したとしても、現状が変わるものではなく制度を導入する意味がない。</p> <p>訴訟の場で、争点となる主張を基礎付ける事実の存否を適切に判断するために必要な証拠が提示されないのであれば、我が国の知的財産権侵害訴訟制度が信頼されず、特に、多国間にわたって権利侵害が問題となる事案ではフォーラムとして選択されないという問題も生じ得る。そのため、仕組みの導入によって、訴訟において積極的に証拠が開示されるような形での制度設計を検討すべきである。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
----	---	--------------------------------

5(3)第三者意見募集制度

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
67	<p>5(3).第三者意見募集制度について、裁判所が必要と認めるときに利用できるような第三者意見募集制度の導入については、その後の議論により制度の概要も明らかになって来ており、特段の異論はありません。</p> <p>残された論点については、引き続き議論が深められることを期待致します。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
68	<p>5(3)本報告書案に記述されているように、裁判所が必要と認めるときに利用できるような第三者意見募集制度の導入について、引き続き議論を深めることに賛同します。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
69	<p>中間まとめにおいて「本小委員会における審議においては、裁判所が必要と認めるときに利用できるような第三者意見募集制度の導入について、大きな異論はなかった。」と記載されている議論の方向性に賛成いたします。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
70	<p>「本小委員会における審議においては、裁判所が必要と認めるときに利用できるような第三者意見募集制度の導入について、大きな異論はなかった。」との小委員会における議論を踏まえたくえでなされた、「今後、弁論主義との関係を踏まえつつ、第三者の意見を求めることができる範囲をどのように画定すべきか、対象とする訴訟の範囲や審級をどうすべきか、提出された意見の訴訟法上の位置づけをどうすべきか、など残された論点について、引き続き議論を深めていくべきである。」との提言に賛成する。</p> <p>なお、本制度は、特許だけでなく、意匠及び商標に係る訴訟においてもその導入について検討すべきである。とりわけ、商標に係る訴訟では、周知性や取引の実情が争点になることがあるので、裁判所は、これらの争点に関する貴重かつ有益な資料を入手し得ると考える。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>併せて、御指摘の内容は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
71	<p>複雑化する社会において意見募集は有用である。改正の各論での意見の違いで改正自体が遅れないように、早期の改正が必要と思われる。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>

72	<p>他の国での我々の経験は、第三者の意見が、特に上訴されている法律上の論点に関して、又は或る裁判における争点が訴訟外の当事者の権利に影響を及ぼす可能性がある場合に、有用であり得ることを示している。何らかの理由により、裁判所は、このような第三者の懸念についての裁判の当事者から知らされていない可能性がある。同然、どのような第三者が提出できるか制限するためのセーフガードが必要である。一つの手段としては、意見提出を、手続に明確な利害関係を示すことができる者、すなわち、それによって影響を受ける可能性のある者に限定することであろう。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
73	<p>裁判所が必要と認めるときに利用できるような第三者意見募集制度の導入については、その後の議論により制度の概要も明らかになって来ており、特段の異論はありません。 残された論点については、引き続き議論が深められることを期待致します。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
74	<p>裁判所が必要と認めるときに第三者に意見を求めることができるようにすることは重要であり、制度導入に向けた議論を深めることに賛同する。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
75	<p>中間とりまとめ案では、裁判所による多角的な観点からの判断を手助けできるよう、裁判所が、事案に応じて、第三者から幅広い意見を募ることができるような仕組みについて検討している。その上で、裁判所が必要と認めるときに利用できるような第三者意見募集制度の導入について、大きな異論はなく、残された議論について引き続き議論を深めていくべきであるとされている（中間とりまとめ案29～31頁）。 第三者意見募集制度については、特許庁特許制度研究会報告書「特許制度に関する論点整理について」に対して、日本版アマカスブリーフ制度の導入について賛成すると述べた。また、知的財産高等裁判所大合議事件（平成25年（ネ）第10043号事件）に関する意見募集に対して、知的財産高等裁判所の意見募集の取組を高く評価すると意見を述べた。 影響力の大きい判決を下すに際して、知的財産高等裁判所が判断に慎重を期し、訴訟当事者の協力の下、当事者以外の第三者からも広く意見を求め、司法判断の一助とすることは、判決結果の妥当性の向上に資することはいうまでもなく第三者意見募集制度の導入には賛成である。 今後、具体的な制度化に向け、個別の論点について議論を深めていくべきである。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>

5(4)代理人費用の敗訴者負担

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
76	<p>5(4).代理人費用の敗訴者負担について、本中間とりまとめは、そのp33において「制度化に向けた検討を進めていくことが困難な状況である一方、現行実務においても、損害賠償額の1割を越える代理人費用が認められるケースも存在していることを踏まえれば、まずは裁判における具体的な運用を注視するとともに、特許権者側が実際に要した代理人費用の額を損害賠償額として請求することにより、裁判所がより高い代理人費用の額を認容しやすくなるようにすることが、当面の現実的な解決策であると考えられる。」と議論の方向性を示しておられますが、これに賛同致します。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
77	<p>弁護士費用の敗訴者負担制度は、経済的弱者には訴訟利用を萎縮させる制度であり、創設には反対する。日本弁護士連合会も2000年以降この制度には反対してきている。このたびの中間取りまとめは適切な取りまとめがされていると史料。</p> <p>現在でも被侵害者には、不法行為による損害として弁護士費用が認められてきているのであり、弁護士費用を訴訟費用化して敗訴者に負担させる制度の必要はない。むしろその創設により被侵害者は現行よりも不利になる。今後、損害の一部としての弁護士費用の高額化をどう実現していくかが課題。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
78	<p>弁護士費用の敗訴者負担制度について意見を述べます。</p> <p>この制度は、経済的弱者には訴訟利用を萎縮させる制度であり、創設には反対します。</p> <p>このたびの中間取りまとめは適切な取りまとめがされていると思います。</p> <p>現在でも被侵害者には、不法行為による損害として弁護士費用が認められてきているのであり、弁護士費用を訴訟費用化して敗訴者に負担させる制度の必要はありません。むしろその創設により被侵害者は現行よりも不利になります。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
79	<p>「代理人費用の敗訴者負担」について、 特許訴訟に限ってであっても、導入することに反対します。</p> <p>民事訴訟における弁護士報酬の敗訴者負担については、司法制度改革の中で、これを導入する法案が提出されましたが、2004年12月3日に廃案になりました。廃案になったのは、敗訴者負担が、訴訟を提起することを萎縮する効果をもたらし、特に、市民、消費者、労働者等の社会的弱者に対し、その弊害が大きいことが指摘され、裁判を通じて政策転換を図り、正義の実現と社会の進歩をかちとってきたことを妨げるものであると理解されたからでした。この指摘は、現在もなお妥当し、また、特許訴訟であっても変わるところはありません。</p> <p>産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、的確に、検討、整理されたとおり、「代理人費用の敗訴者負担」は導入されるべきではありません。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

80	<p>5(4)「代理人費用の敗訴者負担」については、特許訴訟に限ってであっても導入することに反対です。民事訴訟における弁護士報酬の敗訴者負担について、司法制度改革の中で導入の法案が提出されましたが、訴訟提起の萎縮効果をもたらすとして廃案になりました。この問題は現在においても変わるものではなく、また特許訴訟においても妥当するものです。今回の中間とりまとめはその点を適切に検討整理されたうえで、制度創設に消極であることを明記しており評価できると考えます。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
81	<p>5(4)「代理人費用の敗訴者負担」については、特許訴訟に限ってであっても導入することに反対です。</p> <p>民事訴訟における弁護士報酬の敗訴者負担について、司法制度改革の中で導入の法案が提出されましたが、訴訟提起の萎縮効果をもたらすとして廃案になりました。この問題は現在においても変わるものではなく、また特許訴訟においても妥当するものです。</p> <p>今回の中間とりまとめはその点を適切に検討整理されたうえで、制度創設に消極であることを明記しており評価できると考えます。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
82	<p>訴訟代理人費用の敗訴者負担について反対です。実際に依頼者と接している立場からすると、訴訟提起ですら費用等の問題で躊躇しているのに、敗訴リスクを考えるとますますその傾向が強まるように思います。100%こちらが勝訴するような事案であればまだしも、そうでない事案であるからこそ提訴までもつれ込むのであって、このような実情を踏まえない制度には反対します。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
83	<p>5(4)代理人費用の敗訴者負担について</p> <p>弁護士報酬の一般的（双方向的）な敗訴者負担制度の導入には反対である。</p> <p>我が国においては、当初から勝敗がはっきりしている事件は多くなく、一般的な敗訴者負担制度が導入されれば、二重の弁護士報酬の負担に耐えられるだけの経済力のない市民や、企業を遠ざけ、訴訟提起を躊躇、萎縮させる効果をもたらすこと、いわゆる政策形成訴訟が抑制されるからである。とりわけ日本においては、証拠開示制度、証拠収集制度の拡充、拡大や、立証責任の分配の適正化などの制度がいまだに不十分であることから、これらの弊害は一層著しいことが考えられる。</p> <p>なお、知財司法分野においては、弁護士費用が高額にのぼる一方、損害賠償額が海外に比べて低廉であることなどから、司法アクセスに支障が生じていることも事実であり、これにより、片面的な敗訴者負担制度を認めるべきとする意見もある。</p> <p>この点については、私人である被告側の利益を一方的に害することにならないかという懸念や、特許権侵害についてのみ、このような制度を導入することの是非のほか、敗訴者負担の範囲をどのように考えるかなどの諸課題にも十分に配慮する必要がある。</p> <p>当面は、事案の難易、請求額、認容額、その他の事情を勘案し、現状よりも柔軟に損害賠償額の1割を超える代理人費用を認めることなど、損害論において、十分にこれが反映されるような運用がなされることが求められるものと考えます。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。

84	<p>5（４）「代理人費用の敗訴者負担」について、代理人費用を敗訴者に負担させる制度は導入するべきではないと考えます。</p> <p>民事訴訟における弁護士報酬の敗訴者負担について、司法制度改革の中で導入の法案が提出されましたが、訴訟提起の萎縮効果をもたらすと見て廃案になりました。この問題点は現在においても変わるものではなく、特許訴訟においても妥当します。</p> <p>今回の中間とりまとめはその点を適切に検討整理されたうえで、制度創設に消極であることを明記しており評価できると考えます。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
85	<p>知的財産権関係事件に関し代理人費用の一般的（双方向的）な敗訴者負担制度の導入をすることのないよう強く要望する。</p> <p>先に令和２年１月２０日、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議が公表した「取りまとめ骨子」に、「知的財産権関係事件に関し、勝訴当事者の弁護士費用を敗訴当事者に負担させることのメリットやニーズ、あい路等を踏まえ、引き続き検討を進める。」と記載されていたことに対し、当会は、「知的財産権関係事件に関し弁護士費用の一般的（双方向的）な敗訴者負担制度の導入をすることのないよう強く要望する。」との会長声明を発出した。</p> <p>この度、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会が公表した本報告書案の５．（４）「代理人費用の敗訴者負担」には、結論として、「特許権者側が代理人費用を損害賠償額として請求する際に、特許侵害訴訟が他の類型の訴訟に比べて専門性が高く訴訟に時間を要することなどを主張することにより、裁判所がより高い代理人費用の額を認容しやすくなるようにすることが、当面の現実的な解決策であると考えられる。」と記載されている。代理人費用の一般的（双方向的）な敗訴者負担制度の導入の方針ではないものと理解でき、この点は評価する。</p> <p>日本弁護士連合会は、２０００（平成１２）年１０月１８日、弁護士報酬の敗訴者負担制度に関する決議にて、「当連合会は、司法制度改革審議会に対し、弁護士報酬の一般的な敗訴者負担制度の導入を提言することのないよう強く要望する。」と述べている。日弁連の決議の趣旨は、経済力のない市民や企業を裁判から遠ざけてはならないこと、訴訟提起を躊躇・萎縮させてはならないこと、政策形成訴訟を窒息させてはならないこと、意に反する和解を受け入れさせはならないことなどにある。知的財産は無体物であり、相手方や第三者が所持する証拠の開示制度が不十分なままでは権利者が侵害行為の存在や逸失利益などの立証に失敗するおそれが大きく、そのため、知的財産権を有する経済力のない権利者をいっそう裁判から遠ざけ、訴訟提起を躊躇・萎縮させ、政策形成訴訟（たとえば、知財分野では均等論や権利無効の抗弁などが認められてきた経緯など）を窒息させ、意に反する和解（たとえば、低廉なライセンス料の甘受）を受け入れさせることになってしまうからである。</p> <p>当会は、知的財産権関係事件に関し代理人費用の一般的（双方向的）な敗訴者負担制度の導入をすることのないよう強く要望するものである。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。

86	<p>5（４）「代理人費用の敗訴者負担」については、訴訟提起の萎縮効果をもたらす危険性があり、特許訴訟に限ってであっても導入することに反対です。敗訴者負担制度の下では、一部勝訴ですら得ることが困難な事案で、一部勝訴を得たこと自体が画期的であったとしても、残部が大きな割合を占めた場合、一部勝訴判決得たものが、相手方の多額の費用を負担しなければならない恐れがあります。</p> <p>民事訴訟における弁護士報酬の敗訴者負担について、司法制度改革の中で導入が検討されましたが、その際に指摘された問題点は、普遍的なものであり、特許訴訟においても妥当するものです。</p> <p>今回の中間とりまとめは、その点を踏まえつつ、現行制度を改変しなくとも、実質的に妥当な方策をとりうるとして、制度創設に消極であることを明記しており、適切であると考えます。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
87	<p>5（４）「代理人費用の敗訴者負担」については、特許訴訟に限定するとの前提であっても反対します。</p> <p>民事訴訟における弁護士報酬の敗訴者負担制度は、訴訟の内容の如何を問わず、提訴を検討している当事者の側に、それを思い止まらせる方向に働く不当な圧力を与える不合理な制度です。訴訟の主張・立証内容のハードルが高く難しい訴訟ほど提起が困難となります。</p> <p>この点は、特許訴訟においても妥当します。</p> <p>今回の中間とりまとめは上記の点を適切に検討され、結論として制度創設に消極であることを明記している点で高く評価できると考えます。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
88	<p>5（４）代理人費用の敗訴者負担について 本意見書に賛成である。弁護士費用敗訴者負担は、特に両面的敗訴者負担は、提訴の萎縮効果を招いて、特許侵害に対する権利者の正当な防御の機会を失わせる危険がある。自身の正当性を信じて提訴しようとする者にとっても、証拠によって、あるいは相手の思いもよらない主張によって、訴訟の帰趨は、必ずしも予想通りとはならないことは、よく知られている。そうだとすると、敗訴の場合に追われる負担が大きいなら、提訴は躊躇されることになる。特に、特許権が侵害されたと主張する者が中小企業で、被告となる相手が大企業であるなど、当事者間に経済的な格差がある場合、委任している弁護士費用の額にも格差が生じやすく、敗訴した場合の負担は、中小企業ほど大きくなる可能性もある。その場合、萎縮効果は、中小企業の方により強くなる。したがって、敗訴者負担制度の導入を認めない本意見書には賛成である。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
89	<p>「代理人費用の敗訴者負担」については、特許訴訟に限ってであっても導入することに反対です。</p> <p>民事訴訟における弁護士報酬の敗訴者負担について、司法制度改革の中で導入の法案が提出されましたが、訴訟提起の萎縮効果をもたらすとして廃案になりました。この問題は現在においても変わるものではなく、また特許訴訟においても異なる結論を取るべき合理的な理由はありません。</p> <p>今回の中間とりまとめはその点を適切に検討整理されたうえで、制度創設に消極であることを明記しており、その結論は妥当なものであると考えます。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。

90	<p>「代理人費用の敗訴者負担」について、特許訴訟に限ってであっても、導入することに反対します。</p> <p>民事訴訟における弁護士報酬の敗訴者負担については、司法制度改革の中で、これを導入する法案が提出されましたが、2004年12月3日に廃案になりました。敗訴者負担が、訴訟を提起することを萎縮する効果をもたらし、特に、市民、消費者、労働者等の社会的弱者に対し、その弊害が大きいことが指摘されたからです。</p> <p>これは、特許訴訟であっても変わることはありません。</p> <p>以上、「代理人費用の敗訴者負担」についてのみは導入されるべきでないと考えため意見を提出します。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
91	<p>5（４）双方申立てを要件とすることには疑義があります。</p> <p>また、片面的敗訴者負担とすることには、反対します。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
92	<p>中間まとめにおいて「特許権者側が代理人費用を損害賠償額として請求する際に、特許侵害訴訟が他の種類の訴訟に比べて専門性が高く訴訟に時間を要することなどを主張することにより、裁判所がより高い代理人費用の額を認容しやすくなるようにすることが、当面の現実的な解決策であると考えられる。」と記載されている議論の方向性に賛成いたします。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。

93	<p>「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方—中間とりまとめ—(案)」のうち、「代理人費用の敗訴者負担」について、特許訴訟に限ってであっても、導入することに反対します。</p> <p>民事訴訟における弁護士報酬の敗訴者負担については、司法制度改革の中で、これを導入する法案が提出されましたが、2004年12月3日に廃案になりました。廃案になったのは、敗訴者負担が、訴訟を提起することを萎縮する効果をもたらす、特に、市民、消費者、労働者等の社会的弱者について、その弊害が大きいことが指摘され、裁判を通じて被害救済をはかるとともに、訴訟の過程や結果を通じて、各種の施策についての政策転換をもたらす、正義の実現と社会の進歩をかちとってきたことを妨げるものであると理解されたからでした。この指摘は、現在もなお妥当し、また、特許訴訟であっても変わるところはありません。</p> <p>産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、的確に、検討、整理されたとおり、「代理人費用の敗訴者負担」は導入されるべきではありません。</p> <p>被侵害者の救済については、不法行為による損害として、適切な額が認容されることで足りるものと思われます。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
94	<p>「制度化に向けた検討を進めていくことが困難な状況である一方、現行実務においても、損害賠償額の1割を超える代理人費用が認められるケースも存在していることを踏まえれば、特許権者側が代理人費用を損害賠償額として請求する際に、特許侵害訴訟が他の種類の訴訟に比べて専門性が高く訴訟に時間を要することなどを主張することにより、裁判所がより高い代理人費用の額を認容しやすくなるようにすることが、当面の現実的な解決策であると考えられる。」との提言に賛成する。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
95	<p>「代理人費用の敗訴者負担」について、特許訴訟に限ってであっても、導入することに反対します。</p> <p>民事訴訟における弁護士報酬の敗訴者負担については、司法制度改革の中で、これを導入する法案が提出されましたが、2004年12月3日に廃案になりました。廃案になったのは、敗訴者負担が、訴訟提起を萎縮させる効果をもたらすこと、特に、消費者、労働者等の社会的・経済的弱者に対しその弊害が大きいことが指摘され、また、裁判を通じて政策転換を求めたり、新たな司法判断を切り拓いていくことをも妨げるものであると理解されたからでした。これらの問題点は、特許訴訟であっても変わるところはありません。</p> <p>敗訴者負担制度の検討について消極的であり、損害賠償額の認定という方法によるものが現実的な解決策であるとする中間取りまとめは、適切なものであると考えます。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
96	<p>中間とりまとめ(案)の「代理人費用の敗訴者負担」については、両面的な敗訴者負担とすると提訴を躊躇することにつながるし、他方、敗訴侵害者のみを対象とする片面的な制度では、原告の濫訴的な提訴の場合と比較してアンバランスとなる。現行制度でも損害賠償額の1割程度が代理人費用として認められてもいる。それゆえ、導入することには反対である。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。

97	<p>「代理人費用の敗訴者負担」については、特許訴訟に限ってであっても導入することに反対です。私は弁護士ですが、裁判を受ける権利は憲法上の人権です。敗訴の際の巨額の経済的負担は、裁判を躊躇させかねません。中間とりまとめは、弁護士費用の敗訴者負担制度導入に消極としており、適切だと考えます。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
98	<p>敗者が勝者の訴訟費用を支払うという考え方は、多くの法域で一般的に行われている。この仕組みは、根拠が希薄な、あるいは濫用の可能性のある訴訟を阻止するのに役立つ。例えば、英国では、当事者が訴訟手続中に不適切な行動をとった場合、裁判所は、敗訴当事者または勝訴当事者に対する費用裁定をそれぞれさらに増加または減少させることができる。したがって、いずれかの当事者が、原告または被告として、旨く行けばその訴訟費用の一部または全部を回収することができる、という提案を支持する。しかしながら、かかる費用裁定の裁量権は、費用補償の争点を審理する裁判所に委ねられるべきである。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
99	<p>本中間とりまとめは、そのp33において「制度化に向けた検討を進めていくことが困難な状況である一方、現行実務においても、損害賠償額の1割を超える代理人費用が認められるケースも存在していることを踏まえれば、まずは裁判における具体的な運用を注視するとともに、特許権者側が実際に要した代理人費用の額を損害賠償額として請求することにより、裁判所がより高い代理人費用の額を認容しやすくなるようにすることが、当面の現実的な解決策であると考えられる。」と議論の方向性を示しておられますが、これに賛同致します。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
100	<p>本件報告書「5.（4）」及び「5.（5）」は、代理人費用の認容や強化された損害賠償に関するその他の尺度についての選択肢を検討している。自動的な差止命令を制限することが特許ライセンス交渉に悪影響を及ぼすという懸念が存在する場合、そのような懸念は、判決前後の利息や、制裁対象となる振る舞いがある適切な事例においては、代理人費用や懲罰的損害賠償（日本の法制度がその変更に対応できる場合）によって、救済可能であろう。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
101	<p>中間とりまとめ案では、中小企業にとっても利用しやすい知財紛争処理システムとするため、代理人費用の敗訴者負担について検討している。より具体的には、当事者双方が訴訟代理人を選任しており、かつ、双方の申立てがあった場合において、代理人費用を敗訴者負担とすることとし、原告・被告いずれについても敗訴者負担を適用する両面的敗訴者負担制度について審議を行ったとしている。その上で、両面的敗訴者負担制度を導入することには否定的な意見が大半であったとし、敗訴者負担制度化に向けた検討を進めていくことが困難な状況であるとされている（中間とりまとめ案32～33頁）。</p> <p>代理人費用の一般的（双方向的）敗訴者負担制度については、その導入に強く反対するとの意見を以前にも述べており、二重の弁護士報酬の負担を懸念して訴訟提起の萎縮効果をもたらすおそれがあること、原告及び被告のいずれの立場においても敗訴時において相手方弁護士報酬を負担しなければならないとの懸念から、本来自由になされるべき訴訟追行及び解決方針の策定に影響が生じ、意に反する解決を受け入れてしまうことになりかねないことを指摘している。知財訴訟においても上記の事情は変わるものではなく、当連合会は、上述の弊害に鑑みれば、代理人費用の敗訴者負担制度を導入することに強く反対する。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

5(5)特許権者の金銭的救済の充実

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
102	<p>5(5)特許権者の金銭的救済の充実について、① 懲罰賠償制度については、産業界からのコンセンサスを得ることは相当に困難だと認識しております。② 利益吐き出し制度については、その後の議論により、制度の概要及び論点が明確になって来たと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、本中間とりまとめのp39にあるように「本小委員会の審議においては、侵害者に制裁を加えることを目的とするような懲罰的賠償制度の導入については否定的な意見が多く出され、早期の制度化に向けた検討を進めることには慎重であるべきだと考えられる。」というコンセンサスの得られているところであると考えます。従いまして、「こうした状況も踏まえ、今後、令和元年特許法改正の運用状況を踏まえつつ、侵害者利益吐き出し型賠償制度を中心に、関係者の理解が得られるような法的構成に基づく制度の構築が可能であるかどうかを含め、引き続き、議論を深めていくことが適当である。」という議論の方向性は妥当だと考えます。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
103	<p>5(5) 我が国の知財訴訟数は5極のなかでも異常に低い。それだけ、権利者が裁判をしても無駄という無力感が大勢をしめていると言って過言ではない。それは知財の価値の矮小化を招来する。中国のように訴訟数乱発は健全事業運営にとり有害であるが、たとえばドイツなどのように適度な知財訴訟件数は知財の価値を見直すきっかけとなる。世界でプロパテントに向かうのは大勢であり、知財価値をより高めることが、イノベーションの創出につながる。ひいては国際競争力をさらに高めることとなる。</p> <p>そのためにはここで取り上げられている賠償制度についての議論はきわめて重要である。中間まとめによると懲罰的賠償制度については否定的な意見が大半であったと述べられているが、欧州諸国で主流となる「抑止」のフレームワークへの歩みや、中韓の動きなどを考えると、我が国も賠償制度をさらに充実させるべきである。今後の地道な啓蒙に期待したい。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
104	<p>5(5) 懲罰的賠償制度の導入について強く反対であり、「早期の制度化に向けた検討を進めることには慎重であるべきだ」とし、「今後、・・・侵害者利益吐き出し型賠償制度を中心に・・・議論を深めていくことが適当である」として、今後の検討対象から懲罰的賠償制度を除外した点については妥当であると考えます。</p> <p>また利益吐き出し型賠償制度については、制裁的な意味合いの制度導入には反対します。</p> <p>昨今の知的財産高等裁判所の判決では、制裁的な意味合いではなく、侵害者の手元に侵害由来の利益を残さないような判断がなされていることから、いわゆる「侵害し得」の状態は減じられてきており、今後暫くは司法判断の積重ねを注視するのが適当と考えます。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

105	<p>特許権者の金銭的救済のうち懲罰的賠償制度の導入については、現状、最判平成9年7月11日第2小法廷判決（平成5年（オ）1762号）に基づき海外で懲罰賠償の判決があっても日本国内における執行が否定されていることから、「仮に日本で懲罰的賠償制度を導入すれば、海外の高額な懲罰的賠償の判決を日本で執行しなければならなくなる可能性もあることについて危惧する意見」がある通り、海外の懲罰的賠償の国内執行は懲罰的賠償制度の導入における懸念事項であり、この意見に賛成いたします。</p> <p>中間まとめにおける「既に令和元年6月7日の知財高裁大合議判決（平成30年（ネ）第10063号）においてライセンス料の相場の倍額の賠償額が認められており、これが定着するのであれば、あえて懲罰的賠償制度を導入する必要性はないとする意見」および「侵害態様の悪性をどのように特定するのか、過剰な制裁とならないような歯止めをどう設定するかなど、制度設計上の困難さを指摘する意見」にも賛成いたします。</p> <p>我が国において懲罰的賠償を与える悪意性のある侵害は多いという状況でなく、米国、中国、韓国に倣って我が国に懲罰的賠償制度を導入しなければならない必然性は高くないことから、今後、裁判所がどのように判断するかを見守った後、課題があれば再度検討することが妥当であると考えます。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
106	<p>特許権者の金銭的救済のうち侵害者利益吐き出し型賠償制度の導入については、中間まとめに記載される「利益吐き出しが認められる要件としては、健全な競争における侵害まで適用されるべきではなく、故意や害意のような主観的要件が認められる場合に限るべきという意見」に賛成ではあるものの、「令和元年特許法改正において特許法第102条が見直されたばかりである状況や、昨年同条の考え方について明確化した知財高裁判決が出されたことなどを踏まえ、早期の見直しに慎重な意見」があるように、早急な制度改正については賛成できず、改正後の裁判所の判断を見守り、議論を深めていくことが適当であると考えます。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
107	<p>6（1）懲罰的賠償制度について早期の制度化に向けた検討を進めることには慎重であるべきとの結論に同意する。</p> <p>利益吐き出し型賠償制度については、引き続き議論を深めていくことが適当である、と結論しているが、この制度についても検討を進めることには慎重であるべきと考える。</p> <p>利益吐き出し型賠償制度の根拠として考えられているのは、「侵害し得」を抑止するために必要である、あるいは侵害者に利益を保持させることが侵害抑止の観点から問題になる、などであり、そのような根拠に基づき制度設計される以上、特許権者に相当有利な制度設計にならざるを得ない。このような制度下では、特許実施料を求めるより、利益を吐き出させたほうが、大きな利益を得られるケースが起り得る。</p> <p>このため、故意に侵害を誘発、放置するモチベーションを特許権者（特にパテント・トロール）に与え、侵害を抑止するよりむしろ、無用な知財紛争を増やす恐れがある。例えば、製品への貢献度合いが小さい特許権を用いて、侵害を誘発、放置し、自らは特許発明を実施することなく、実施料よりはるかに大きな吐き出し利益を得るケースである。このような問題を引き起こす恐れがある、利益吐き出し型賠償制度を制度化するべきではない。</p> <p>なお、本委員会は、差止請求権については、上記のような特許権者（特にパテント・トロール）が製品全体への貢献度合いが小さい特許権の権利行使をする場合を懸念して、差止請求権の在り方について検討を行っている。多角的な観点からの検討が必要であるところ、上記観点からも、損害賠償請求の在り方を検討するべきである。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。

108	<p>「本小委員会の審議においては、侵害者に制裁を加えることを目的とするような懲罰的賠償制度については否定的な意見が多く出され、早期の制度化に向けた検討を進めることには慎重であるべきだと考えられる。」との提言に賛成するとともに、「今後、令和元年特許法改正の運用状況を踏まえつつ、侵害者利益吐き出し型賠償制度を中心に、関係者の理解が得られるような制度の構築が可能であるかどうかを含め、引き続き、議論を深めていくことが適当である。」との提言にも基本的に賛成する。なお、意匠法・商標法等についても、併せて議論を深めていくことが適当である。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。併せて、御指摘の内容は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
109	<p>懲罰的賠償制度について、制度化に向けた検討を進めることには慎重であるべきとの結論に賛成である。</p> <p>特許権侵害を抑止するために損害賠償制度の充実を図るとの目的には疑問があり、侵害抑止であれば、損害賠償制度に拘泥せず、実効性ある刑事罰の検討等も含めて、より広い視野で検討すべきと考える。特に懲罰的賠償の制度については、現在の特許侵害訴訟の賠償額に特段の不満はなく、また貴庁によるアンケート結果においても米国を除けば、諸外国の賠償額と大きな違いはなく各国との調和もとれていると考える。</p> <p>また、特許権の損害賠償制度の検討は、権利者の立場に焦点を当てて検討が進められがちだが、日本企業が実施者の立場で権利行使を受けるケースも含めて検討をすべきである。AI・IoT技術においては、米中欧の各国企業等も注力しており、国外企業や NPE から権利行使された場合に賠償額が高騰するリスクを考慮すれば、国内産業保護の観点から徒に賠償額を増額すべきでない。</p> <p>更に、2019 年に損害賠償額にかかる特許法 102 条が改正され、同条の考え方を示した知財高裁判決も出されたばかりであり、特許法を更に改正することを検討するのではなく、当面は改正法の運用を積み重ねていくべきである。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
110	<p>利益吐き出し型賠償制度について、今後も引き続き議論を深めていくとのことだが、同制度の導入は、見送りをお願いしたい。</p> <p>日本法制度では実損害以上の制裁的要素を損害賠償制度に取り入れておらず、特許法だけに認めることは現行法及び判例になじまないと考える。また、製品・サービス分野によっては、特にAI・IoT 技術は、1つの製品・サービスに対して多数の特許権が存在しており、偶発的に特許権に抵触してしまうケースもある。そうしたビジネスの実態を考慮すれば、意図せず他者の特許権に抵触したことにより、利益を全て吐き出すことを求められるのは、企業にとっては大きな脅威である。利益吐き出し型賠償制度の導入はビジネスへの萎縮に繋がり、日本の社会・産業を減退させる虞があるため、AI・IoT 技術の促進を図るこれからの時代にそぐわない。加えて、多数の特許がある中で、訴訟対象特許にかかる利益の算出は困難と思われる、適切な運用が行われるか懸念もある。仮に複数の訴訟が提起された場合、累積損害賠償額が製品全体の営業利益を超えてしまい過度な賠償責任を実施者に課し、実損害を超えた利益を特許権者にもたらしてしまう虞もある。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

111	<p>特許権侵害への救済として損害賠償制度は重要なものであり、その充実化に向けての活動は意義あるものである。しかしながら、制度の見直しを行う場合には合理的な社会的ニーズが必要であるところ、本項では「他方、こうした制度の見直しや裁判例にもかかわらず、特許権侵害に対する金銭的救済がいまだ不十分であるとの意見は根強く存在する」ことを記載するも、その事実また何をもって「不十分」とするかについて、必ずしもコンセンサスがあるとは言えない。</p> <p>従って、今回小委員会で議論の対象となった懲罰的賠償制度、利益吐出し型賠償制度いずれもその必要性についての検証が不十分と言わざるを得ない。また昨年の特許法改正で同102条が改正されたところ、更なる改正議論をするのは時期尚早と考える。委員から否定的意見が出された懲罰的賠償制度については我が国では不採用とするという事と結論し、また利益吐出し型賠償制度の検討についても少なくとも当面の制度検討は見合わせるべきと考える。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
112	<p>中国、韓国など東アジアにおいて金銭的救済の充実の動きがあり、日本の特許の地位が低下しないようにする必要がある。特に中小企業、スタートアップにおいて、多額の訴訟費用をかけて実損賠償だけでは、実効的な救済にならず、7の問題とも関係する。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
113	<p>現在の知財高裁判決や近年の法改正の進展に鑑み、仮に追加的なものであったとしても利益吐き出し型賠償制度を設ける必要性には疑問を持っております。とりわけAI・IoT 関連技術を念頭におくのであれば多数の技術を組み合わせるのが当然であり、尚更に一件の特許での利益吐き出し型損害賠償はなじまないと存じます。IoT 搭載製品に類似するものとして、現在のスマートフォンを例にとれば、Apple 社が被告となる特許侵害訴訟件数は、過去1 年間だけで約180 件、累積は1800 件以上です（出典：Docket Navigator）。PC を含むデジタル家電製品ではこの件数には及ばないものの、1 カテゴリーの製品で三桁件数以上の訴訟が提起されることも特別珍しいことではないことも申し添えます。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。

114	<p>懲罰的または強化された損害賠償は、当事者が適切に行動し、明白な侵害を行わないよう促すことができる。しかしながら、そのような裁定は、当該状況において合理的な正当化事由が必要である(例えば、いずれかの当事者による明白な悪意のある行為、または訴訟期間中または期間前の明白な手続の濫用)。</p> <p>より具体的には、例えば、SEP(標準必須特許)の場合、損害賠償額の増加の脅威/リスクは、当事者が、裁判所による問題の解決よりも、二者間交渉を通じてFRAND条件によるライセンスを解決するよう促す有益な効果をもたらす可能性がある。そうでなければ「unwilling licensee」は、たとえライセンスが必要であっても、裁判所が最終的に不利な判決を下しても困らないことを知っている場合には、ライセンスを取らないように動機づけられることがある(つまり、「ホールドアウト」を行う)。重要なことは、このような増加損害賠償金は、差止命令の代わりに使用されるべきではない。通常特許ポートフォリオとしてライセンスされるSEPの場合、差止命令は、継続的侵害に対する唯一の救済手段であるか、又は将来のFRANDライセンス契約を締結させるための唯一の方法である。</p> <p>余談だが、損害賠償額を決定する際には、日本で有効性が証明され侵害された特許の方が、そうでない特許よりも価値があることを裁判所が認識するように一層促したい。ライセンス契約の交渉においては、通常、特許(ポートフォリオの一部の特許)が裁判所によって有効・侵害であると判断されない可能性があることを考慮する。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
115	<p>① 懲罰賠償制度については、コンセンサスを得ることは相当に困難だと認識しております。</p> <p>② 利益吐き出し制度については、その後の議論により、制度の概要及び論点が明確になって来たと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、本中間とりまとめのp39にあるように懲罰賠償制度については「本小委員会の審議においては、侵害者に制裁を加えることを目的とするような懲罰的賠償制度の導入については否定的な意見が多く出され、早期の制度化に向けた検討を進めることには慎重であるべきだと考えられる。」というところがコンセンサスの得られるところであると考えます。</p> <p>一方、利益吐き出し型賠償制度については「制度の根幹に関わる部分について、残された課題も存在する。例えば、侵害者の利益を特許権者が取得できる法的根拠をどのように説明すべきか、制度の適用を悪質性の高いケースに限定すべきか、特許法第102条第2項の覆滅事由との関係をどう整理すべきか、特許権者が不実施の場合の適用の有無をどうすべきか、などの論点について、依然として委員の意見に開きが見られ、更なる議論が必要であると考えられる。」と客観的に整理されております。従いまして、「こうした状況も踏まえ、今後、令和元年特許法改正の運用状況を踏まえつつ、侵害者利益吐き出し型賠償制度を中心に、関係者の理解が得られるような法的構成に基づく制度の構築が可能かどうかを含め、引き続き、議論を深めていくことが適当である。」という議論の方向性は妥当だと考えます。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
116	<p>懲罰的賠償制度は、「中間とりまとめ(案)」でも言及があるとおり、日本における不法行為に基づく損害賠償制度の基本原則ないし基本理念と相いれず、海外における懲罰賠償の判決の日本国内における執行が否定されている。小委員会の議論でも、導入に対し否定的な意見が大半であった。</p> <p>本論点は、長年にわたり類似の議論が繰り返し行われ、同様の結論に達している。不断の議論を行うことは、一般論としては否定されないが、他に議論すべき事項も多々あることもあり、今回の結論を機に、小委員会で検討すべきアジェンダから外すべきである。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。

117	<p>利益吐き出し型賠償制度は、制裁的な意味合いがあることから、日本への導入については、懲罰的賠償制度と同様、問題がある。</p> <p>昨今の知的財産高等裁判所の判決では、制裁的な意味合いを持たずとも、侵害者の手元に侵害由来の利益を残さないとの判断によって、いわゆる「侵害し得」の状態は減じられてきており、こうした司法判断に委ねるのが妥当である。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
118	<p>本件報告書はまた「5. (5) ②」において、侵害者利益吐き出しにより損害賠償を増加させることを検討している。この選択肢のが引き続き検討される場合には、侵害者利益吐き出しが、FRAND宣言済みSEPにとっては適切な救済とならないことを明確にすることが重要である。FRANDの約束の目的は、公正、合理的かつ非差別的なライセンス料と引き換えに、SEPを業界全体が使用することを認めることである。その業界メンバーの利益を吐き出させることは、FRANDの約束と矛盾する救済策であろう。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
119	<p>中間とりまとめ案では、懲罰的賠償制度及び侵害者利益吐き出し型賠償制度について検討している。その上で、懲罰的賠償制度については否定的な意見が多く出され、早期の制度化に向けた検討を進めることには慎重であるべきだと考えられるとしている。利益吐き出し型賠償制度については、制度の根幹に関わる部分を含めて、関連論点について更なる議論が必要であるとしている（中間とりまとめ案34～39頁）。損害賠償制度については、利益吐き出し型賠償・懲罰的賠償の導入など「実損の填補」の範囲を超えた損害賠償制度の導入は一考に値するが、我が国の実情や国際状況を踏まえ、その要件や効果は慎重に検討すべきとの意見を過去にも述べている。</p> <p>今回の中間とりまとめ案では利益吐き出し型賠償制度について今後も更なる議論が必要であるとしているところ、当連合会としては、かような議論を深めていくことに賛成する。利益吐き出し型賠償制度に関する議論に当たっては、特許法102条2項の適用に関する知財高裁大合議判決（令和元年6月7日（平成30年（ネ）第10063号）及びその後の裁判例の状況、費用対効果の観点から事実上泣き寝入りせざるを得ない権利者の存在、国際的な状況及びパテントトロールの不当な損害賠償請求権権利行使等の様々な状況も勘案しつつ、利益吐き出し型賠償制度を新たに設けることの要否、意義、制度設計の在り方、適用要件（侵害者の主観的要件又は悪意性の要否）及び効果（覆滅を許すか、利益の概念）等について、具体的な事例等をも素材として、十分かつ慎重に検討すべきである。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。

5 (6)訂正審判等における通常実施権者の承諾

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
120	<p>5(6).訂正審判等における通常実施権者の承諾について、本中間とりまとめは、そのp40において（基本的な方向性）として「本小委員会では、特許法上、訂正審判の請求又は訂正の請求における通常実施権者の承諾を不要とする方向で検討を進めるべきであるとの意見で一致した。」としており、この点に賛同致します。従いまして、そのp42の（まとめ）にありますように「本小委員会の審議では、基本的な方向性として、訂正審判の請求又は訂正の請求における通常実施権者の承諾を不要とする方向で改正を検討すべきであるとの意見で一致しており、今後、具体的な制度化に向け、個別の論点について議論を深めていくべきである。」という議論の方向性に賛同致します。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
121	<p>5(6)本報告書案における、訂正審判等の請求における通常実施権者の承諾を不要とする方向で改正を検討する、との結論に賛同します。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
122	<p>5(6)企業間でクロスライセンスが締結された場合、訂正審判の請求における通常実施権者の承諾を求めることは、訂正審判の請求人だけでなく通常実施権者にとっても面倒な手続であり、中間まとめにおける「訂正審判の請求又は訂正の請求における通常実施権者の承諾を不要とする方向で改正を検討すべきであるとの意見」に賛成いたします。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
123	<p>「本小委員会の審議では、基本的な方向性として、訂正審判の請求又は訂正の請求における通常実施権者の承諾を不要とする方向で改正を検討すべきであるとの意見で一致しており、今後、具体的な制度化に向け、個別の論点について議論を深めていくべきである。」との提言に賛成する。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
124	<p>訂正審判等において、通常実施権者の承諾を不要とする方向での法改正を検討することは賛成である。実務上、契約で事前に承諾を取得していること、多くの諸外国において通常実施権者の承諾を求めていることから、実務に沿うものとする。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>

125	<p>本中間とりまとめは、そのp40において（基本的な方向性）として「本小委員会では、特許法上、訂正審判の請求又は訂正の請求における通常実施権者の承諾を不要とする方向で検討を進めるべきであるとの意見で一致した。」としており、この点に賛同致します。従いまして、その（まとめ）にありますように「本小委員会の審議では、基本的な方向性として、訂正審判の請求又は訂正の請求における通常実施権者の承諾を不要とする方向で改正を検討すべきであるとの意見で一致しており、今後、具体的な制度化に向け、個別の論点について議論を深めていくべきである。」という議論の方向性に賛同致します。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
126	<p>訂正審判の請求又は訂正の請求における通常実施権者の承諾を不要とする方向で改正を検討するとの案に賛同する。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
127	<p>特許法上、訂正審判を請求するとき又は訂正を請求するときは、通常実施権者等の承諾が必要とされているが（特許法第127条、第134条の2第9項）、ライセンス態様等の変化に伴い、訂正審判等において全ての通常実施権者の承諾を得ることが、現実的には困難なケースが増加している。また、ライセンス契約後の関係悪化により承諾が得られなくなるケースもあり、その場合、無効審判請求等に対する訂正請求や無効の抗弁に対する訂正の再抗弁ができなくなり、特許権者の防御手段が実質的に失われることも懸念される。</p> <p>他方、通常実施権は特許権者に対して差止請求権や損害賠償請求権を行使しないように求める不作為請求権であると解されており、非独占的な通常実施権者であれば自ら実施できれば権利の目的は達成しているといえるものであり、第三者が当該発明を実施することによる不利益は法的に保護されたものではなく経済的なものにすぎないと評価し得る上、訂正により権利範囲が狭くなり通常実施権者が実施している製品が権利範囲から外れたとしても当該特許との関係においては引き続き実施が可能であるから、訂正に対して通常実施権者に対して法的な保護を与え特許権者の訂正の自由を制限することを正当化できるような不利益が通常実施権者には生じないとの指摘もあるところである。</p> <p>以上に加え、諸外国においては、訂正審判の請求又は訂正の請求における通常実施権者の承諾を不要と規律が大勢を占めることをも踏まえれば、基本的な方向性として、訂正審判の請求又は訂正の請求における通常実施権者の承諾を不要とする方向で改正を検討すべきである。</p> <p>もっとも、通常実施権の中には、契約に基づくものだけではなく、職務発明における通常実施権のように法定のものもあり、また、契約に基づくものであっても、第三者に実施許諾をしないという義務を伴う独占的通常実施権もあることから、通常実施権の態様及び機能等に応じた具体的検討が必要である。</p> <p>さらに、専用実施権者及び質権者の承諾に関する規律及び通常実施権者に対する通知の要否についても別途の検討が必要であることを付言しておく。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

6(1) 差止請求権の在り方

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
128	<p>この中間案における「6. 紛争形態の複雑化への対応」の「(1) 差止請求権の在り方め」(第43～46頁)における「差止請求権の行使に関する権利濫用の明文化」する意見には反対します。</p> <p>(反対理由)</p> <p>差止請求権の行使が、権利濫用に当たる場合は制限する旨を特許法で規定することは、特許権等を空洞化を招くこととなります。現行でも明文の規定がなくても判例では権利の濫用を認められています。また、経済的な強者が被権利者の場合、差止請求権の行使に関する権利濫用の明文規定があれば、これを根拠に上級審まで争うケースが多くなり、結果として、敗訴しても経済的な損失で終わり、知的財産権を軽視することになり、特許権を空洞化を招くこととなります。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
129	<p>6(1).差止請求権の在り方について、P43に「とりわけ、標準必須特許(Standard Essential Patent(以下、「SEP」という。))は、重要な社会インフラやサービスを提供する事業において用いられており、どのように差止めを回避すべきかというホールドアップの問題が大きな課題となっている。」とあります。この点に関しては、注22にて、ホールドアウトの問題に言及頂いておりますが、例えば、水道や電気のような「社会インフラ」であっても、無料ではありません。また、水道代や電気代を滞納すれば、水道や電気は止められます。即ち、水道や電気のような「社会インフラ」であっても差止めはあります。</p> <p>従って、特許においても、同様に差止めは必要となります。そうでなければ、実質的にロイヤリティを支払う強制力がなく、ホールドアウトの問題が生じます。現実には、正当なライセンス料を支払わずに日本市場に製品を展開している外国企業は存在し、大きな課題となっています。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
130	<p>P43に「他方、自らは製品の製造や販売を実施していない、いわゆる特許不実施主体(Patent Assertion Entity : PAE)が、和解により高額なライセンス料を手にするような目的で差止めを求めるような場合などを含め、いかなる場合に裁判所が権利濫用を認めるかについては、予見可能性が低いとの議論がある。また、SEP以外のケースにおいて、権利濫用が認められる可能性があるのかについても、明らかでないとの指摘がある。」とあります。</p> <p>この点に関しては、日本の特許権との関係で、現実に上記のような課題が生じているという認識はございません。差止請求権は特許権の根幹的性格の権利であるため、事実を押さえた上で議論すべきと考えます。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
131	<p>P45の[検討]の中の(議論の必要性)(制限の範囲)(考慮要素)(明文化の要否)の流れが、差止請求権を制限することを前提とした記載に見えます。差止請求権を制限する前提で、どう制限するのかを議論する前に、現行法を超えて新たな明文の規定を設ける必要があるのかを議論し、明文化による差止請求権の制限による影響を分析・検討して、差止請求権の制限そのものの必要性を議論すべきだと思います。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、差止請求権の在り方の議論に当たっては、まず実質的な制限の在り方について議論を行った上で、明文化の必要性について議論すべきであると考えております。</p>

132	<p>P46に「特許の有効性判断が別途の訴訟で進められることと、特許法で差止め請求権の濫用法理を明文化することとは、関係性が低いのではないかとの意見が出された。」とあります。</p> <p>この点に関しては、ドイツでは、侵害訴訟判決から一年後に無効手続の判決が出され、無効若しくは一部無効でないものは1割から2割と権利の有効性に疑義があっても権利化が有効であることを前提として差止め判決が出される背景から、差止請求権の改正も問題が提起されています。この点から、両者に関係性はあると言えます。ドイツでは差止請求権の制限だけを独立して抜き出して議論されているわけではありません。</p> <p>この点で日本では、無効にされるべきものと認められるときは、権利行使できないという104条の3の規定との関係で、制度的に無効にされる権利が行使される蓋然性は低く、日本の特許制度はバランスよく機能し、そのため、権利濫用の懸念は顕在化して来なかった、と考えられます。即ち、関係性はあると考えております。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
133	<p>P46に「特許法において差止請求権の行使に関する権利濫用の明文化については、上記のような懸念を払拭し、差止請求権の制限があくまで例外的なケースであることが明らかとなるような規定の仕方が法制上可能かどうかを含め、今後、引き続き検討していくことが適当である。」とあります。</p> <p>この点に関しては、天然資源の乏しい我が国では、無から価値を生み出す特許制度は、AI・IoT技術の時代においても我が国のイノベーションを促進し、我が国の産業競争力を高めるための基幹制度であることに変わりはなく、この点からも、引き続き、慎重な議論がなされることを望んでおります。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
134	<p>差止請求権の在り方（中間まとめ6（1））の記載で、「ホールドアップの問題が大きな課題となっている」とある。これは5年から10年以上前の古い学説にとらわれた議論であり、現在はホールドアップとホールドアウトをどうすべきかという議論が中心となっている。我が国だけが、依然ホールドアップだけを問題とするような硬直した議論が続けば、国際的にみて日本だけが孤立することになる。</p> <p>また、中間まとめでの記載が、SEPの議論をただちにPAEに結びつけているように読めるが（P.43）、SEPの議論はPAEだけの議論で片付けられるものではない。事業者間、あるいは異業種間、新興勢力とレガシー勢力など極めて複雑な対立と協調の構図にある。確かにPAEで絞って議論すれば、二項対立的な議論で片付けられるが、先のホールドアップ議論と同様にステレオタイプの議論であり、「AI・IoT技術の時代にふさわしい」議論ではない。もっと深耕させる議論を行うべきである。</p>	ホールドアウトの問題につきましては43ページの脚注に「他方で、実施者が、特許権者からのライセンス交渉の申し込みを受けたのに、SEPについては差止めが認められないだろうと見込んで、誠実に対応しようとするしないホールドアウトの問題も指摘されていることに留意が必要である。」と記載させていただいております通り、留意すべき課題であると認識しております。また、SEPの議論につきましては47ページ以降で記載させていただいております通り、海外の裁判例や多種多様な関係者を巻き込んだ議論など、PAEに限定されない多面的な検討を行っていく所存です。

135	<p>6(1)権利濫用に相当する場合には差止請求権が許されないことを確認的に規定し、予見可能性を高めるために、被疑侵害者が主張立証すべき要素（観点）を例示的／非限定的に列挙する立法について様々な角度から検討頂くことが望ましいと考えており、引き続き検討するとして本報告書案の記述に、賛同します。</p> <p>本報告書案の注27 記載のとおり、条文によるこの明文化（＝権利濫用法理を差止請求権に適用する際に勘案されるべき概念的要素（観点）を確認的に条文に例示的／非限定的に列挙すること）が特許権を弱めるという誤解や、当該明文化が日本の特許権を弱めるというメッセージとなってしまうという懸念が、国内外に蔓延しないよう、十分に留意頂くことが肝要であると考えます。この点、「差止請求権の制限」との表現は安易に使われるべきではなく、本報告書案で「差止請求権の在り方」と表題頂いたことは、適切と考えます。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
136	<p>6(1)差止請求権の行使については、中間まとめにおける「具体的にどのような場合に権利濫用となるかについては、様々な要素を考慮しつつ、ケース・バイ・ケースで判断することが適当であるとの意見」に賛成であり、特許法において差止請求権の行使に関する権利濫用の明文化については、「差止請求権の制限があくまで例外的なケースであることが明らかとなるような規定の仕方が法制上可能かどうかを含め、今後、引き続き検討していくことが適当である。」との議論の方向性に賛成いたします。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
137	<p>6(1)差止請求権の行使が権利濫用に当たる場合の考慮要素を明文化することに反対である。</p> <p>本委員会の審議においては、差止請求権の行使は、権利の濫用の範囲内で制限されるべきことについて異論はなかったと述べられている。差止請求権の行使が制限されるケースが存在し得る点については異存ない。しかしながら、どのような場合に権利濫用となるかについては、技術分野、産業及びケース毎に様々な考慮要素があり、一律に明文化することは極めて困難であると思われる。仮に、明文化したとしても、規定に該当した場合は必ず制限されるのか、規定に該当しなければ制限されることはないのか、あるいは、規定の解釈に幅はあるのかなど、明文化することによって新たな問題が生じる恐れもある。訴訟においては、規定に該当するかが争われることになることから、今より訴訟が遅延し費用もかかり、早期の紛争解決を図るというニーズに反する制度を設けることになる。</p> <p>一方で、現行法下でも裁判所は民法の規定に基づき差止請求権を制限する判断が可能である。差止請求権は特許権の根幹であり、特許権者は差止請求権を行使できることが当然であるところ、差止請求権に制限を設ける法改正には極めて慎重であるべきであり、個別事案に応じた考慮要素を踏まえて、ケース・バイ・ケースで判断することが適当である。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
138	<p>6(1)AI・IoT 時代には、通信関係の技術が社会インフラとなっており、通信等の標準化された技術を利用する業種が拡大している。社会インフラ化されており、かつ標準化されている技術に関する特許権者が、差止請求権の行使をちらつかせて高額な和解金を請求する事例があり、産業への影響は非常に大きい。</p> <p>社会インフラ化している標準化技術の特許権に関し、例えば、実施者が実施料を支払う意思があるような限定的なケースに限っては、差止請求権の制限がされるべきであり、「今後、引き続き検討していくことが適当である」との案に賛同する。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。

139	<p>6(1)「特許法において差止請求権の行使に関する権利濫用の明文化については、上記のような懸念を払拭し、差止請求権の制限があくまで例外的なケースであることが明らかとなるような規定の仕方が法制上可能かどうかを含め、今後、引き続き検討していくことが適当である。」との提言に賛成する。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
140	<p>6(1)差止請求権の権利行使の在り方については、今後も引き続き検討とのことだが、保護と技術の幅広い利用のバランスを図る観点から差止請求権が一定の条件下では認められない制度の導入をお願いしたい。</p> <p>特許権に基づく差止を交渉の強力なテコとして高額なロイヤリティ獲得を狙う NPE や国外企業の活動が AI・IoT 時代におけるビジネスには脅威であり、差止請求権が一定の条件下で認められない制度は、日本の経済・産業の発展に寄与すると思慮する。世界的に見ても、標準必須特許や規格関連特許に基づく権利行使・訴訟が相次いでおり、事業に支障を及ぼしている。事実、訴訟件数の多い独国では差止請求権が強すぎるため、同国企業のビジネスに支障が生じており、制度見直しを求める声が上がっている。こうした中で、日本が差止請求権の在り方を見直し、差止請求権を一定の条件下で認めない制度を導入することは、AI・IoT時代において公平・適正な特許制度を確立することは、大きな意義があると考えます。</p> <p>また、差止請求権が認められないことが特許権を弱めるメッセージになり得ることを懸念する意見もあるようだが、日本の特許制度は元々他国と比べても強力であり、現行制度上の差止請求権の権利濫用は、ハードルが高くかつ主観的要件と客観的要件の双方から判断するため、特許権者の主観を考慮することでマネタイズ目的の NPE 等を抑止する形での在り方の検討も可能と思われるため、特許権を弱める懸念は杞憂と考える。本報告書の「おわりに」にご記載頂いているとおり、『強い特許か弱い特許か、という二項対立に陥ることなく、バランスの取れた制度の在り方の検討』をお願いしたい。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
141	<p>6(1)SEPについて見られるように、完成品の中のごく一部に過ぎない機能について何万件、何十万件という特許が存在するような状況は現行制度が本来想定していなかった事態と考えられる。そうした状況において、そのうち1件でも侵害があれば完成品を差し止めることができるというのは硬直的に過ぎ、むしろ衡平を欠くものと考えます。産業への発達の寄与という特許法の立法趣旨に鑑みると、権利侵害時の救済制度について見直すことが有用と考える。小委員会でも引用されているように、アップルVSサムソン事件で知財高裁が権利濫用を理由として差止請求権の制限を認めたことは大きな指針になるものの、予見可能性を高めるためにも特許法での明文化を検討することが必要と考える。その意味で今回のまとめが今後の議論継続を結論付けているところは支持する。</p> <p>なお、この明文化は民法の一般規定の適用がある旨の確認をするものであり、「特許法の弱体化のメッセージ」の懸念はあたらず、立法化にあたって正しい発信をすることで解消できると思料する。</p> <p>また、最終文の「なお、この論点については、権利の保護強化と技術の幅広い利用のバランスを図る観点に十分留意しつつ、検討を進めることが適当である。」の箇所については唐突感がある。民法の一般原則の明確化という趣旨であればかかる観点は特に関係するものではなく、当該記述については削除を求めるものである。</p>	<p>特許法に確認的に民法の一般規定である権利濫用法理の適用がある旨を明文化することについても、特許権を弱めるというメッセージとなることを危惧する意見もあるため、原案を維持させていただきたいと思えます。なお、ご指摘の内容については、注釈27において記載させていただいております。</p> <p>また、上記のような危惧がある以上、この論点については、権利の保護強化とのバランスを図る観点に十分留意する必要があると考えられるため、原案を維持させていただきたいと思えます。</p>

142	<p>6(1)5G/IoT を念頭に通信規格の必須特許に注目が集まりがちですが、現実にはこれ以外の分野でも技術規格/必須特許は多数存在し、社会・技術の高度な発展に伴い必須か否かを問わず、利用される特許件数は増加し続けています。この状況において1 件の特許の侵害認定に基づき差止が執行されることが妥当ではない場合が発生することは自明です。</p> <p>本報告書案のとおりそれは個別事案毎の事実に基づき判断されるべきであり、よって裁判所に差止を認定しない裁量を確認的に認めることで、柔軟な対応を期することが妥当と思料します。その際の考慮要素を示すことで予見性を高めることは有用であるものの、本報告書案でとりあげた「(特許権者の) 権利行使の主観的態様」「(侵害者の) 主観的態様」を考慮することは特許制度の趣旨や特許侵害が無過失責任であることと整合せず、また「侵害者が多額の投資を行っている場合は、差止請求権の行使が制限される」とすることは法の前の平等の理念に反するものではないかとの懸念を惹起します。また、言うまでもないことではありますが、どのような制度的手当てをする（あるいはしない）にせよ、技術あるいは事業の分野不問で適用されることを前提に検討される必要があると思料いたします。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
143	<p>6(1)AI、IoT、および複数の特許で保護された製品の継続的な進化の文脈において、特許、侵害製品/サービス、または特許権者のいずれかの特性を踏まえて、日本の法律の下で、差止命令に対する広範な「権利の濫用」の抗弁を求める主張があることを、我々は認識しています。</p> <p>しかし、このような広範な抗弁からは複雑な問題が生じ得る。すべてではないにしても、多くの代替的解決策によって、当事者による実際の濫用を制限することができる。そのような抗弁を創ることは、広範囲で否定的な結果をもたらすかもしれない。</p> <p>「中間とりまとめ」で認識されているように、この抗弁を拡大することは、不確実性をもたらすだけでなく、特許権を制限し、弱めることになる。その結果、イノベーションへのインセンティブが低下し、新しいアイデアの開示が抑制される可能性が高い。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
144	<p>6(1)① P45 に「差止請求権の在り方を議論する必要性については、パテント・トロールの活動が一時期問題化していた米国と異なり、日本では差止請求権の行使が問題となる具体的なケースが顕在化していないのではないかとする意見、差止請求権を制限すべきと思われる、より具体的かつ実際の事例を調査した上で検討を進めるべきとする意見が出された一方、裁判例として顕在化していなくても、実際の交渉の場面では、差止請求権をちらつかせた交渉が行われるケースがあるという意見も出された。」とあります。</p> <p>この点に関しては、差止請求権の制限については積極派と慎重派とがおりますので、日本の特許権との関係で事実の調査・確認をして議論がなされることを望みます。</p> <p>② P46 に「特許法において差止請求権の行使に関する権利濫用の明文化については、上記のような懸念を払拭し、差止請求権の制限があくまで例外的なケースであることが明らかとなるような規定の仕方が法制上可能かどうかを含め、今後、引き続き検討していくことが適当である。」とあります。</p> <p>この点に関しては、天然資源の乏しい我が国では、無から価値を生み出す特許制度は、AI・IoT 技術の時代においても我が国のイノベーションを促進し、我が国の産業競争力を高めるための基幹制度であることを踏まえ、引き続き、バランスのとれた議論がなされることを望みます。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。

145	<p>6(1)AI・IoT 時代には、通信関連技術が社会インフラとなっており、通信関連技術の標準必須特許を利用する業種も拡大している。こうした状況のなか、差止請求権の在り方について議論することは極めて有意義であり、引き続き検討を進めることが適当であるとする案に賛同する。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
146	<p>6(1)知的所有権の所有者による司法へのアクセス権に障壁を置くことは、日本で不法な物品が域内市場に氾濫するおそれを招き、貿易にネガティブな影響を及ぼすと考えられます。その場合、日本の企業では、自社の知的財産および製品の価値が既存され、研究開発資源の減少と外国市場での競争力低下に結びつく可能性があります。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
147	<p>6(1)イノベーションは創出するコストが高く、その模倣は非常に安価です。模倣はどのような革新的ソリューションが商業的な魅力があるのかが明らかになってから行うことができるのに対し、イノベーションは多額の先行投資が必要になり、危険性の高い投資では技術が展開されるまでに多くの年月を要することがあります。</p> <p>保護が弱くなる程、また、知的財産権強化の不確実性が高まる程、投資家にとって裁判権は魅力のないものとなっていき、イノベーションの割合が低下します。どの権利を得られるのか、それらの権利の境界は何かなどの明確さと予測可能性の必要性も、地域経済を活性化するために企業が危険性の高いイノベーション投資を行う上で極めて重要です。</p> <p>特許はそれ自体で法的強制力があるものではありません。当社は、差止請求権に対するいかなる追加制限も特許権を弱体化させ、健全なイノベーションエコシステムに甚大な損害を与えてしまうという考え方を支持しています。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

148	<p>(1) 差止請求権の制限の必要性  新規立法の必要性は別として、差止請求権が制限されるべき場合があることについては異論ないと思われるものの、具体的にどの類型について差止請求権が制限されるべきであるかについては議論が分かれる。この点については、以前も意見を提出しており、差止請求権が制限されるべき場合として議論の対象となる類型（又は考慮要素）の整理も行っている。</p> <p>(2) 新規立法の必要性  差止請求権を制限するためには、既存の法理（権利濫用・違法性の相対的認定、一部認容主文の活用）の活用で十分であるとする見解と予測可能を高める等の観点から、差止請求権を直接制限する規定を設けるべきとの見解に分かれる。</p> <p>(3) 留意点  今後の議論の際には、以下の視点が重要である。すなわち、差止請求権を制限すべき理由には、①特許法の目的である産業の発達を阻害するというものと、②国民の生命健康を守る等公共の利益のため（特許法93条）というものの2つがあることを意識すべきであるが、小委員会における議論は、①に偏りすぎており、今後は、②の点も十分意識して議論すべきである。</p> <p>さらに、各論の議論をする際にも、具体的局面における制限の必要性のみならず、常に、特許発明に対して一定期間実施の独占権が付与されている趣旨（発明を奨励し、もって産業の発達に寄与する：特許法1条）に遡った深い検討が必要であることも留意するべきである。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
-----	--	--------------------------------

6(2) 標準必須特許を巡る異業種間交渉

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
149	<p>本中間とりまとめは、そのP49において「引き続き、世界各国におけるSEPを巡る裁判の動向に注目し事例を収集、分析する必要がある。また、SEPを利用することにより創出される付加価値の恩恵は、製造業のみならず広くサービス産業等にも享受されていることから、その恩恵の程度に応じたライセンス料の在り方について、様々な関係者を巻き込んで議論を進める必要がある。SEPの議論に限らず、「モノ」から「コト」への産業構造の変化により「モノ」の売買に加え「コト」の提供により収益を上げるビジネスモデルが増加していることを受けて、適正かつ公平なライセンスの在り方については、特許権の消尽に関する考え方の整理を含めて検討を進めていくことが適当である。」と議論の方法性を提示されております。</p> <p>産業構造の変化を踏まえれば、必要な議論であると考えられ、賛同致します。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
150	<p>「マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方」は、唐突に公表され、どういう経緯及びプロセスにより作られたものか明らかでない。法的拘束力がないとは言え、国の行政機関が公表するものであれば実質上の影響力があることは否定できず、行政の公平性及び透明性の観点から、より適正な続きを踏むべきではなかったかと思われる。そのためにも、「マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する研究会」の報告書（令和2年3月31日）については、公表頂くべものとする。</p>	<p>「令和元年度省エネルギー等に関する国際標準の獲得・普及促進事業委託費（国際ルールインテリジェンスに関する調査（スマートものづくり分野等における標準化戦略に関する調査））報告書」として6月24日に公開しましたので、以下URLよりご確認ください。また、中間とりまとめの記載を修正させていただきます。</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html">https://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html</a>  <a href="https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000091.pdf">https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000091.pdf</a></p>
151	<p>本中間とりまとめにおいて本文書を引用する際には、前述の報告書が未公開であること及び意見募集が未実施の状況で発行されたこと、市場の意見収集の過程に問題があった点を付記すべき。また、本文書は経産省の最終判断ではなく、あくまで一部局の研究会の結論であること及び本文書の作成に特許庁は関与されていないことを付記すべき。</p> <p>これらはいずれも事実ではあるが、世間一般に必ずしも知られているとは限らないため、上記の事実を付記することは、社会の混乱を防止する観点から適切な言及の仕方であるように思う。本中間とりまとめにおいて本文書に言及することで、経産省の最終意見書として追認されたかのような誤解を国の内外に与えることがないよう、慎重な配慮が必要ではないかと思料。</p>	<p>「考え方」は行政手続法（平成5年法律第88号）に規定する意見公募手続を必要とする文書ではないため、ご指摘には当たらないものと理解いたします。なお、「考え方」の検討経緯は中間とりまとめ（案）に記載のとおりです。</p>
152	<p>マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する三原則については、国際的にも意見対立のある事項で、日本の行政が一方の立場を支持する形で意見表明をすることは、本来は民間で解決すべき事項に日本の行政が不当に介入し、却って、市場を混乱させるおそれがあるため容認できる内容ではない。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

153	<p>「原則① ライセンス契約主体の決定は、「license to ALL」の考え方による」について、標準化団体がIPRポリシーにおいて定めるFRAND条件の中の、特にnon-discriminationの解釈は、「access for all」を採用している。これは、標準化技術を実施したい全ての人が実施できるようにする、という義務そのもので、この中には、誰々にライセンスしなさい、ということはもちろん含まれていない。これに対して、「license to All」は、ライセンスを求める全ての人にライセンスする、というもので、「access for All」の解釈の中の一つという位置づけである。「license to All」は理論上あり得ても、現実的には実現困難。なぜならば、個々の相手の既存契約の存在及び消尽論との関係によって二重にライセンスすることが出来ないから。</p> <p>そのため、「license to All」を主張するのであれば、消尽論の議論も併せてする必要がある。そうでなければ、侵害製品の追跡が困難となりライセンスを受けている実施者とライセンスを受けていない実施者とが生まれ、実施者間で不公平が生じ、侵害者を放置すればライセンスを受けている実施者は価格競争上不利になる。そのため、ライセンスを受けた製品とライセンスを受けていない製品とを効果的に追跡するために、ライセンスポイントを最終メーカーにする考え方にも一定の合理性はある。このように、ライセンスの活用目的、活用業種、活用製品等は様々であるため個別の事情により交渉主体は変わり得ることから。個別の事情から離れて、行政が介入して一律に決めることは、民間の自由な活動を阻害し、却って、市場に混乱を招くものと考えられる。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
154	<p>「原則② ロイヤルティは、「トップダウン」アプローチにより算定する」について、「ロイヤルティ・スタッキング」を回避する重要性というのは認識しており、「トップダウン」アプローチは、そのための1つの考え方だと認識している。「トップダウン」アプローチは現実に実現できる場合もあれば、実現できない場合もある。なぜなら、累積ロイヤルティの上限値を決めることが非常に難しく一義的に決定することが出来ないから。</p> <p>例えば、アップル・サムソン事件の場合には3GのW-CDMAの規格において、主要なSEP保有者が共同で累積ロイヤルティは望ましくは5%であるとする書簡を出しており、業界もそれを支持していた。また、アップル・サムソン事件では、アップルもサムソンも5%を前提に議論しており、5%そのものは争っていなかったという事情があったため、「トップダウン」アプローチを採用することが可能だった。一方、アメリカの2017年のTCL・エリクソン事件においても、「トップダウン」アプローチが採用されたが、それもエリクソン自身が標準化団体に対して提出したパブリックステートメントの中で上限値を述べていた事情があったからだが、控訴審では、昨年12月に地裁判決を破棄し差戻しており、今後の見通しは不明。</p> <p>このように、個別具体的なケースによって、適用可能な場合はあるが、多くは適用困難であり、個別の事情から乖離して、一義的に「トップダウン」アプローチがよいとするのは現実的ではないと考える。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
155	<p>「原則③ ロイヤルティは、SEPの技術を実施する主たる製品の価値のうち、当該SEPの技術が貢献している部分（寄与率）に基づいて算定する」について、ロイヤルティには、パーセンテージと固定額の両方がある。SSPPUとEMVとの議論はパーセンテージの場合になります。固定額の場合は、共通する技術価値を利用するのであれば、それが適用される製品によってその価値が変動するものでないという考え方でも一定の合理性がある。</p> <p>固定額の場合でも、当初額のまま固定ということではなく、その後の市場の変化によって価格は変わる。市場も変化し、産業構造も変化し、さらには新たなプレーヤーも参入し、様々な要素があって価格は変動する。そういう市場の状況から乖離した形で、これが正しいとは一概には言えない。</p> <p>現実の実務実態及び現実の市場変化を踏まえて公正且つ透明性のある行政の実現を望む。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。

156	<p>6(2)あらゆる産業界に関わりのある問題であるところ、様々な関係者を巻き込んで議論を進める必要がある、とする本報告書案の記述に賛同します。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
157	<p>6(2)情報通信技術の標準必須特許（SEP）を巡るライセンス交渉は、完成品に組み込まれる部品特許がSEPであった場合、部品メーカー同士でのライセンス交渉に留まらず、完成品メーカーに対してもライセンス交渉がなされるのが現状です。</p> <p>このような部品特許のSEPに係るライセンス契約は、原則的にSEPがその発明の効果を奏する部品・モジュールの階層において契約すべきものであり、そのようにすることをルール形成できるのが望ましいと考えます。</p> <p>しかしながら、それが難しいのであれば、部品メーカー・完成品メーカーのいずれの階層においてライセンス契約する場合であっても、そのロイヤルティ額は部品・モジュールベースで計算されるべきであると考えます。そのためには、SEPのロイヤルティについて、部品メーカー・完成品メーカーのいずれの階層でも部品・モジュールベースで計算すべきことをルール形成していくことが必要です。さらに、そのルール形成は国内だけでなく世界主要国を巻き込んで国際的な調和を形成していくことも重要であると考えます。</p> <p>当該論点については、中間まとめにおいて「引き続き、世界各国におけるSEPを巡る裁判の動向に注目し事例を収集、分析する必要がある。また、SEPを利用することにより創出される付加価値の恩恵は、製造業のみならず広くサービス産業等にも享受されていることから、その恩恵の程度に応じたライセンス料の在り方について、様々な関係者を巻き込んで議論を進める必要がある。SEPの議論に限らず、「モノ」から「コト」への産業構造の変化により「モノ」の売買に加え「コト」の提供により収益を上げるビジネスモデルが増加していることを受けて、適正かつ公平なライセンスの在り方については、特許権の消尽に関する考え方の整理を含めて検討を進めていくことが適当である。」と記載されている通り、様々な立場の当事者がおり世界各国における共通課題でもあることから、今後とも世界各国の動向を注視しながらワールドワイドの調和を如何にして形成するかについて継続的に検討いただくことを要望いたします。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
158	<p>6(2)「引き続き、世界各国におけるSEPを巡る裁判の動向に注目し事例を収集、分析する必要がある。また、SEPを利用することにより創出される付加価値の恩恵は、製造業のみならず広くサービス産業等にも享受されていることから、その恩恵の程度に応じたライセンス料の在り方について、様々な関係者を巻き込んで議論を進める必要がある。</p> <p>SEPの議論に限らず、『モノ』から『コト』への産業構造の変化により『モノ』の売買に加え『コト』の提供により収益を上げるビジネスモデルが増加していることを受けて、適正かつ公平なライセンスの在り方については、特許権の消尽に関する考え方の整理を含めて検討を進めていくことが適当である。」との提言に基本的に賛成する。但し、標準必須特許を巡る異業種間交渉に関する検討の法的枠組みは、特許権の効力範囲と契約自由の原則の下で主にFRAND宣言を伴う場合における特許権者のND義務違反の成否やFRAND条件の範囲、特にFRAND実施料額の算定式の如何の問題となることに留意すべきである。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

159	<p>6(2)標準必須特許を巡る裁判の動向に注目し事例を収集、分析すると共に、多くの関係者を巻き込んで標準必須特許にかかるライセンスの在り方の議論を積み重ねていく方向に賛成である。</p> <p>貴庁の産構審資料「標準必須特許を巡る課題の解決策」6頁4に示された考え方、経済産業省発行の「マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方」5に賛成であり、それらに基づき議論を重ねて頂くと共に、以下の観点の考慮をお願いしたい。</p> <p>まず前提として、特許権は、特許権毎に請求範囲が異なり、特許権毎に実施者は異なるのであるから、ライセンスを受けるべき者は特許権毎に決めるのがあるべき姿である。</p> <p>近年、標準必須特許の権利者たる通信業界の企業が、自動車等の最終製品メーカをターゲットとして権利行使を行っているため、ライセンス交渉の主体が通信業界の企業間に閉じずに異業種間でライセンス交渉が行われている。しかし、様々な業種にて情報通信分野における標準規格を利用するとしても、実際に情報通信技術（2G、3G、LTE、Wi-Fi 規格等）が実装・実施されているのは通信モジュール・チップである場合が多いため、依然として通信業界内で解決されるべき特許権が多い。また、特許権の請求範囲に属する技術を製品に実装する者でなければ、特許権の適切な技術的評価が困難であるため、当該実装を行う者（情報通信技術であれば主に通信業界の企業）がライセンスを受ける方が、FRAND 義務で要求される効率的な交渉に資する。権利者の中には、高額なライセンス料の獲得を狙い最終製品メーカに対して権利行使をする者もいるが、上記の実態に鑑みれば、無用に最終製品メーカを巻き込むライセンス慣行は、FRAND 義務で要求される効率的な交渉の妨げとなるだけでなく、AI・IoT 技術の活用の推進の足かせとなるため、推奨すべきではない。尚、特許ライセンス促進のために特許プールを推奨する者も一部で見受けられるが、最終製品を狙った特許プールも無用に最終製品メーカを巻き込むだけであり、推奨されるべきものではない。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
160	<p>6(2)適正かつ公平なライセンスの在り方の検討の中で、特許権の消尽に関する考え方の整理も行うとのことであるが、消尽については現行の制度・判例における考え方を維持頂きたい。</p> <p>仮に、ある製品・サービスの商流の中で特許権が消尽しないとすると、特許権者は、商流内の各当事者に対して権利行使が可能となり、商流全体でのロイヤリティの大幅増加の虞があり、最終的に対価を負担する消費者の過剰となる。また、ロイヤリティに加え、権利行使への対応も考慮すると社会全体で多くのコストとリソースを浪費することになりかねない。従い、消尽の全部又は一部の否定は、特許法の法目的である発明の保護と利用のバランスが欠く状況を招く虞があるため、現行の制度・判例における考え方の維持が AI・IoT 時代の特許制度においても適切である。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。

標準必須特許の権利許諾先について、License to all と Access to all の2つの考え方があるが、前述のとおり特許権は、特許権毎に請求範囲が異なり、特許権毎に実施者は異なるのであるから、ライセンスを受けるべき者は特許権毎に決めるのがあるべき姿であり、かつ FRAND の趣旨に照らせばライセンス受を希望する者には等しく許諾すべきであり、License to all の考え方に拠るべきである。

尚、License to all は、実務上、現実的でないとして Access to All を推奨する意見もあるようだが、最終製品メーカを狙い高額なライセンス料獲得を狙うための詭弁に過ぎず、上記のとおり情報通信技術分野の企業間での交渉が最も現実的かつ効率的であり、AI・IoT 時代にそぐわない考え方である。

異業種間交渉の検討に際しては、知財保証の観点からも検討が必要と考える。上記では情報通信業技術を例に、通信業界の企業間での解決が最良である旨を述べたが、特許権者の権利行使により、実務上は、最終製品メーカ（自動車メーカ等）又は中間部品メーカがライセンス契約の当事者となるケースが存在することも事実である。ここで問題となるのが、最終製品メーカ又は中間部品メーカと通信モジュール・チップメーカとの関係である。特に無線通信分野においては、通信モジュール・チップメーカ間の合併・吸収による寡占化が進む傾向にあり、通信モジュール・チップメーカの市場支配力が強まる傾向にある。この傾向に伴って、特許権の請求範囲に関わらず、本来は通信モジュール・チップメーカが負うべき第三者特許責任について、一切の保証を行わず、最終製品メーカ又は中間部品メーカに負担を求めるケースも多発している。

通信モジュール・チップメーカが特許権の所有者である場合が多い為、全ての責任を最終製品メーカ又は中間部品メーカに負担させることが慣行的に行われると、通信モジュール・チップメーカの市場支配力を更に強化させる結果となり、また最終製品メーカ又は中間部品メーカによる IoT 分野への参入、技術開発促進を委縮させるものであり、AI・IoT 時代の社会・産業の発展と促進に支障が生じることが懸念され、望ましくない。従い、本来、通信モジュール・チップメーカが負うべき責任については、通信モジュール・チップメーカが責任（ライセンス料）を負うべきである。

勿論、特許権の請求範囲によっては、最終製品メーカ又は中間部品メーカがライセンス契約の当事者となることも不合理ではない。

その場合、上記と同様の問題として、最終製品メーカと中間部品メーカとの関係もある。最終製品メーカ（自動車メーカ等）が中間部品メーカから製品を購入する際、特許権の請求範囲に関わらず、本来は最終製品メーカが負うべき特許責任も含めて、全ての責任（ライセンス料）を中間部品メーカに負わせるケースも散見される。

最終製品メーカが全ての責任を中間部品メーカに負担させることが慣行的に行われると、最終製品メーカの市場支配力を更に強化させる結果となり、また中間部品メーカの立場の企業によるIoT 分野への参入、技術開発促進を委縮させるものであり、AI・IoT 時代の社会・産業の発展と促進に支障が生じることが懸念される。従い、本来、最終製品メーカが負うべき責任については、最終製品メーカが責任を負うべきである。

また同様に、特許権の請求範囲に照らして中間部品メーカに特許責任がある場合には、勿論中間部品メーカが特許責任を負うべきである。

以上から、特許責任については、特許権の請求範囲の発明の本質的部分に応じて、責任を負う者を決めることにより、法人間の公平なライセンス料の負担がなされるべきである。適正・公平な第三者知財保証については、いずれの国でも踏み込んだ考え方は示されておらず、貴庁等が主体となり、第三者知財保証に関する考え方をガイドラインで示して頂くと6、より適正・公平なライセンス料の負担の有りが促進され、と考える。

御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。

161

162	<p>【事実】 移動体通信規格に関して、①標準規格を作る者、②通信サービス事業に関わる者、③通信サービスの利用者が実施するSEPを持つ者はおおよそ重なる。</p> <p>【問題】 これにより、SEPをライセンス・権利行使する者が自社事業の利益に沿った権利行使を行い、SEPのライセンスが公平性・バランスを欠く結果、一方の産業の競争力を削ぎ、健全で総合的な産業の発展を阻害する恐れがある。</p> <p>【対策】 これを是正するため、中間とりまとめ案の示唆する通り、UEメーカーのサプライチェーンだけに負担を強い、公平でバランスの取れたロイヤルティの分担を担保する制度が必要である。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
163	<p>IoTの普及・発展を促すためには、標準必須特許（SEP）のライセンスが現在抱える問題について早急な立法・行政による対策が必要である。すなわち、①サプライチェーンの上流・下流にこだわらず希望するSEP実施者には消尽可能な完全なライセンスが与えられるべきこと（いわゆる「License to all」の考え方）、②ロイヤルティ算定のベースとしては最終製品中の「最小販売特許実施単位」が用いられるべきこと、③過重なロイヤルティの積み上げ（ロイヤルティスタック）を防ぐため当該標準全体でのロイヤルティ上限を設定する「トップダウンアプローチ」が用いられるべきこと、④SEPの価値の評価にあたっては、標準技術という付加価値は考慮に入れず、一つの特許発明としての技術的価値に基づいて評価されるべきこと等につき、速やかに明確化されることを求めたい。なお、これらの論点の多くが経済産業省製造産業局による「マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方」において支持されたことは歓迎したい。</p> <p>なお、SEPに基づき特許侵害訴訟を自動差止及び二段階訴訟の裁判地において提起し、差止を脅迫材料にFRANDでないライセンス料を要求する訴訟戦術をとるSEP保有者がいることが懸念されるが、SEPに基づく差止による救済は極めて例外的な場合に限られるようにすることがIoT時代においてより一層求められると考える。</p> <p>中間とりまとめ（案）では「モノ」から「コト」への産業構造の変化が強調されているが、特許実施との関係では「コト」の意味の明確化がまず必要であると考え。また、「受益の程度に応じた負担を公平に実現する仕組み」や「SEPを利用することにより創出される付加価値の恩恵は、製造業のみならず広くサービス産業等にも享受されていることから、その恩恵の程度に応じたライセンス料の在り方について（中略）議論を進める」、「適正かつ公平なライセンスの在り方について（中略）検討を進めていく」等との指摘・提言については、以下の点に十分注意する必要があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動体通信規格に関するSEPについては、多くの場合、それらを最初にまたは最小単位として侵害するのは部品レベル（ベースバンドチップなど）であるため、その事実が検討の大前提となるべきこと</li> <li>・ 同一のSEPに基づくロイヤルティの二重取りを許さないものであること</li> <li>・ 移動体通信規格に関わるSEPについては、もっぱらユーザ端末側のSEPを実施する端末メーカーが権利行使やロイヤルティ負担の対象とされているが、通信事業者（MNO）においても移動体通信ネットワーク側のSEPを実施し、通信サービス事業から多くの収益を上げていることから、こうした通信事業者や無線機器ベンダー等も受益者の一部として「適正かつ公平なライセンス」の実現のために検討対象に含めること</li> </ul> <p>なお、こうした方向性の検討を行う場合でも検討には時間を要すると思われることから、その間においても前段の①から④等で示した論点の明確化が速やかに図られることが必要と考える。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。

164	<p>6(2)特許問題の解決において企業の自助努力は十分に有効であり、これが機能していないという客観的な反証があるとは考えておりません。当社は、特許ライセンスの取得を求められることのみをもって紛争とはみなしませんし、真摯に互いの考えるところを述べ合った上で相手方の言うところを自身の事業のリスクとしてどう考えるかは、株主に対して責任を持つ各企業の経営判断と考えます。各事案において企業が自らの利害を正面から話し合う風土を持つことこそが、今後AI・IoT が敷衍する国際社会での競争力につながり、経済的に効率がよく何より両当事者とも納得感のいく解決を得られるものと考えます。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
165	<p>6(2)我々は、「中間とりまとめ」セクション6.(2) に示されたSEP に関連する特許消尽の法律及びライセンスに関する関心と懸念、並びに「モノ」(商品) から「コト」(サービス) へのSEP ライセンスの進化に関する特許庁の洞察に着目しています。これらの問題を検討する際には、特許の消尽、ライセンスの交渉先、SEPの価値評価の方法といった点に十分留意していただきたい。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
166	<p>6(2)我々は、「中間とりまとめ」で言及されている経済産業省の指針に対して懸念を表明します。本指針で提案されているアプローチは、SEP ライセンスのための通常の実務または現在の(あるいは現実的な) 評価方法を表していない。したがって、この指針の提案は、SEP ライセンス契約に関する標準化技術の実施者とユーザーを誤解させるかもしれない。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
167	<p>6(2)我々は、特許庁が、SEP のライセンス供与がどのように行われているかをより良く理解するために、SEP の新規参入者に対してバランスのとれ、考察された「ガイド」を提供する努力を継続されていることを高く評価致します。私たちはこれが最善の行動だと強く信じる。SEP のライセンス契約ならびにSEP の保有者および潜在的なライセンシーの双方に対する、行動上の期待についてのより良い理解は、全ての利害関係者、特に中小企業に役立つであろう。中小企業が初期のSEP ライセンス交渉の対象となることはまれであろうが(少なくともICT 部門では)、様々な理由から、中小企業がSEP に関する知識と理解を深めることによってこそ、標準化技術を利用することの利点とリスクを理解する助けとなる。そうすれば、将来的に紛争が少なくなることが期待される。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

168	<p>御指摘のとおり、AI・IoT技術の進展と共に様々な業種の企業が情報通信技術の標準規格を利用する結果、情報通信分野の企業とそれ以外の業種の企業との間でライセンス交渉を行う必要性が生じてまいりました。</p> <p>そのような状況下、ライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化を目的として、特許庁殿より「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」(2018年6月)をご公表いただいたことに続き、今般、経産省製造産業局殿より「マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方」をご公表いただきました。同手引き及び同考え方は、SEPを巡る異業種間交渉において一定の視座をもたらすものであり、また特許庁殿及び経産省殿というように両省庁にて個別にご議論いただき、整理いただいた点を踏まえ、大変意義深いものです。</p> <p>同考え方につきましては、今般、特許制度小委員会でもお取り上げいただき、ご議論いただいたところでもあります。中間とりまとめのP48において『当該SEPの技術が貢献している部分(寄与率)に基づいて算定することについては、知財高裁大合議判決(平成30年(ネ)第10063号)と同じ趣旨であるとして賛成する意見等があった』とあり、特許制度小委員会のご議論においても、SEPを巡る異業種間交渉に関し、一定の視座がもたらされることとなりました。</p> <p>上記を踏まえ、P49にまとめとして『引き続き、世界各国におけるSEPを巡る裁判の動向に注目し事例を収集、分析する必要がある』や、『SEPを利用することにより創出される付加価値の恩恵は、製造業のみならず広くサービス産業等にも享受されていることから、その恩恵の程度に応じたライセンス料の在り方について、様々な関係者を巻き込んで議論を進める必要がある』との方向性をお示しいただきましたが、これらについて賛同いたします。</p>	とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
169	<p>6(2)標準必須特許のライセンスは、ほとんどの場合で、適切に機能していることに留意が必要です。さらに過去数十年間、その他セクターあわせた情報とコミュニケーションの技術(「ICT」)の使用が発展しており、進行中であることも注目に値します。AIとIoTが、ライセンス交渉の世界で大きな変化を起こしているという仮定は、残念ながら決して正しいとは言えません。特に社会全体でIoTへのトレンドがある中、デジタル時代の共通のゴールに近づくために重要となるのは、現在の法制度の基礎および商業フレームワークです。これらの基礎を放棄することは、リスクと不確実性を引き起こし、革新および市場自体への投資誘因を縮小してしまいます。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
170	<p>6(2)非差別的なSEPライセンスの取得可能性：ライセンスは、「最終製品メーカー」だけでなく、多様な業界で使用される標準化されたコンポーネントを開発し、組み込み、供給する企業にとって取得可能でなければならない。本件報告書「6. (2)」で示唆されているように思われる逆のアプローチを採用すると、技術の開発と普及が著しく損なわれ、経済全体のイノベーションが損なわれることになりかねない。このようなアプローチは、国際的な法律上の先例や歴史的な商慣行にも反する。標準化コンポーネントに関する如何なる開発者、インテグレーター、又はサプライヤーに対してであれ、SEPをライセンスすることを拒否することが許容されるかもしれない旨のあらゆる差別的な指針又は示唆(暗黙的であると明示的であると問わない)を避けるように求める。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。

171	<p>6(2)特許の範囲に基づく公正かつ合理的な評価：全ての特許について、長年の慣行及び法律は、他の業界関係者による「付加価値」を含まずに、特許権者がクレームした特許発明に基づいて特許を評価することを支持している。本件報告書「6. (2)」において、通信その他の標準規格のライセンス価値が最終製品におけるこれらの規格の用途に応じて異なる可能性がある旨がコメントされていることについて、非常に懸念している。SEP所有者が（他の特許権者とは異なり）第三者の発明に由来する追加的な補償を得られる可能性を示唆することは、IoTを含む全業界にわたって革新的な開発に対するインセンティブを損なうものである。むしろ、既存の損害賠償及び消尽に関する法理は、現在及び将来における評価に対応するのに十分な柔軟性をもっている。例えば、ロイヤルティは、先行技術、非特許の特徴、他の特許技術、標準化自体、並びに他者の貢献及びイノベーションから切り離してSEPの価値を分離するように、細分化されなければならない。</p> <p>特定の標準規格のためのSEPに係る特許技術の全て又は実質的に全てを実施するコンポーネント又は他の最小販売可能特許実施単位（SSPPU）の部分の価値を超えてはならない共通のFRANDロイヤルティベースが存在すべきである（例えば、あるチップから取得可能な利益は、当該チップに実装された複数の標準規格及び他の機能の間で更に分割される）。セルラー標準規格であれば、SSPPUは最大でもベースバンドチップセットであるべきである。SEPライセンサーのためのFRANDロイヤルティ料率は、ライセンサー及びライセンシーの双方に対してロイヤルティ料率が公正になるように、特定の標準規格のSEPにおけるライセンサーの比例配分シェアに比例すべきである。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。
172	<p>6(2)現在、SEPライセンスの供与を行うために広く用いられている業界慣行は様々なパーティカルを横断し、効率性を提供して標準化技術の利用を容易にしています。業界主導型のソリューションは使用者に効率性を提供し、関連技術のライセンス供与を促進することが証明されています。例えば、自動車部門では、複数の所有者から自動車製造業者に効率的にSEPライセンスを供与する単一のプラットフォームであるAvanciの周辺で産業が融合しています。複数の製造業者が既にAvanci社と契約し、このモデルが有効で、その特定のパーティカルにとって実行可能で効果的なソリューションと考えられていることを証明しています。</p> <p>モノのインターネット（IoT）の標準を導入するための「要件」がないことを指摘し、SEP使用者の交渉上の立場はSEP保有者の立場よりも大幅に高いことにも言及したいと思います。6. (1) に対する前述のコメントで指摘したように、特許はそれ自体で法的強制力があるものではありません。その上、標準に組み込まれた技術は誰もが実装できるように公有に属します。従って、SEP保有者は、多くの場合、そのような標準の開発に投資が行われた後の数年は積極的に保有する特許のライセンス供与を進める必要があります。</p> <p>最後に、当社はロイヤルティを市場主導型であるものとするに賛同しており、使用者・使用事例に対する技術の価値を認識しています。同特許技術に対するライセンスの経済価値の市場による実際の評価やエビデンスが存在する場合は、それらのライセンス契約は最も適した出発点です。</p>	御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。

7. 中小・スタートアップが知財を活用しやすい環境整備

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
173	<p>「我が国におけるオープンイノベーションが促進され、ポスト・コロナ時代のイノベーション創出を加速化することができるよう、特許制度に関して措置すべき点がないかどうか、上記モデル契約書等の活用状況等を注視しつつ、引き続き検討していくべきではないか。」及び「中小・スタートアップは、このような裁判実務等の動向を勘案してクレームを含む出願書類を自ら作成することが困難であることを考慮すると、自社技術を適切に権利化できる弁理士とコンタクトできる環境を一層整備していくために、知財総合支援窓口等の一層の周知や活用を図ることが重要である。」との各提言に賛成する。</p> <p>なお、総合支援窓口に加えてIPベース等の一層の周知や活用を図っていただくことを期待する。また、「例えば、AI関連発明や複数実施主体が関与するネットワーク発明等について、中小・スタートアップが的確にクレームを作成することが可能となるよう、弁理士等のサポートも得つつ、いかにしたら権利行使しやすいクレームになるかという視点で、審査基準・審査ハンドブックとは別途の事例集の作成を検討することなどにより、中小・スタートアップが不利になることのないよう、支援を行うことを検討すべきである。また、作成・公表した事例集については、知財総合支援窓口や実務者向け説明会、巡回特許庁といった場での配布や、産業財産権専門官などが実施する知財戦略構築のためのハンズオン支援を活用して企業へ紹介するなど、周知の方法についても併せて検討することが適当である。」との提言にも基本的に賛成する。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
174	<p>アメリカでは、中小・スタートアップの特許取得意欲が高い。5（1）、5（5）の充実により、特許が実効的に保護できるようにし、中小・スタートアップの特許取得意欲を高めるべき。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

8. 特許の活用方法の多様化への対応

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
175	<p>中間まとめにおいては「ライセンス・オブ・ライト」についても触れられております。権利者にとって、知的財産管理にかかる費用として年金が占める割合は非常に高いのが実情です。中間まとめに記載される「排他的独占権を期待しない特許権者に対してこうした選択肢を用意しておくことは、特許の活用方法の多様化に対応するための一つの案となり得ると思われる。」との意見に賛成いたします。ライセンス・オブ・ライトの制度導入により、排他的独占権を期待しない権利については、ライセンス・オブ・ライトの活用により年金の減額ができることから、権利者における権利活用の多様性に合わせた知的財産管理を支援する制度となり得るものと考えます。制度導入への取り組みを要望いたします。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>
176	<p>「ライセンスを前提とした知財権の在り方は、オープンイノベーションを進めるために有効との認知が広がりつつある」との認識に賛同するとともに、「特許権の活用方法の多様化を踏まえ、特許権を排他的独占権としてのみ利用するのではないユーザーのニーズに応えられるような新たな選択肢の在り方について、議論を深めていくことが適当である。」、「実用新案法の再評価も検討に値する」との提言に賛成し、今後、議論を深めていただきたい。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>

全体

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
177	<p>全体的に良く検討されているが、仮に色々な意見に配慮しすぎて、必要な改正ができなくなると、時代に対応できなくなる。時代の変化に対応するには、必要性が高いものについては進めてみて、適宜修正していくことも必要と思われる。</p>	<p>御指摘は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
178	<p>「中間まとめ（案）」で言及されているように、特許の活用方法は多様化している。そうしたなか、「権利者の保護と技術の利活用の促進をどのようにバランスをとるかという視点が重要」との考えが示されていることに賛同する。</p>	<p>とりまとめ案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>

その他

通し 番号	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方
179	<p>AI や IoT といったデジタル技術の活用による新たな社会「Society 5.0」が展望されており、DXの必要性が高まっている。ビジネスモデルの刷新も必要となり、多様な主体とのオープンイノベーションも本格化している。先端的なデジタル技術をめぐっては、様々な法律に関わる多くの論点が絡む。AI やデータの取り扱いをめぐるグローバルなルール形成も不可避となっており、経済安全保障の議論も高まっている。特許庁が事務局を務め、特許の専門家を中心に、特許制度のみに焦点をあてる「特許制度小委員会」では、デジタル技術にまつわる幅広い知財の議論を行うことに限界がある。政府には、より高次の枠組みで、新たな時代にふさわしい包括的な知財政策・制度を検討・実施されたい。</p>	<p>本小委員会では、AI・IoT技術の時代における特許制度の在り方について審議したものであり、特許制度について審議を行う本小委員会で議論を行うことが適切であると考えています。</p>